

官報
號外

平成二十八年三月三十一日

午後一時二分開議
大島理森署）これ

もつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

田曜第一 サイバードヨリテ イ藤大助著

○第一百九十二回
衆議完會義錄 第二十号

卷之三

卷之三

議事日程
第十二号

平成二十八年三月三十日

古文真賞

理の足進こ関する法規の一都を改正する

法律案(内閣提出)

第一 航空業務に関する日本国とカンボジア王

卷之三

第三 航空業務に関する日本国とラオス人民民

主共和国との間の協定の締結について承

議院の使命の何事(第一回) 国会

第一回 井原驥齋の図書二万冊。

和国との間の協定の締結について承認を

求めるの件

卷之三

特別委員長提出

第六 社会福祉法等の一部を改正する法律案

(第廿八) 方圓圖会 (附圖說) (參讀院)

平成二十一年三月三十日 衆議院会議録第二千零二

サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案
ンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件外二件

航空業務に関する日本国とカ

航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

社会保障に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔岸信夫君登壇〕

〔本号末尾に掲載〕

○岸信夫君 ただいま議題となりました三件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○岸信夫君登壇は、平成二十七年一月十四日にブノンペンにおいて、日・ラオス航空協定は、同月十六日にビエンチャンにおいて、それぞれ署名されたもので、我が国とカンボジア及びラオスとの間で、定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能にするための法的枠組みについて定めものであります。

次に、我が国とフィリピンとの間で年金制度に関する法令の適用について調整を行うとともに、両国の年金制度の加入期間を通算すること等について定めるものであります。

日・カンボジア航空協定及び日・ラオス航空協定は、第百八十九回国会に提出されましたが、今国会に継続審査となり、一月四日外務委員会に付託されましたのであります。

日・フィリピン社会保障協定は、今国会に提出され、三月二十四日外務委員会に付託されたものであります。

〔山本公一君登壇〕

○山本公一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申します。

本案は、船員の投票の機会を拡充するため、洋上投票の対象を広げるとともに、選舉において候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、要約筆記者に対する報酬支払いを解禁しようとするものであります。

その主な内容は、第一は、洋上投票の対象の拡充であります。本案は、一定の指定船舶に乗つている船員等に限つてすることができる洋上投票について、新たに指定船舶に準ずるものとして、総務省令で定める船舶に乗つている船員について、洋上投票の対象とするもの等としております。

第二は、要約筆記者に対する報酬支払いの解禁であります。現行では、選舉運動においてウエブサイト等を利用する方法による文書図画の領布等に当たり、要約筆記者に対する報酬の支払いは禁止されていますが、本案は、これらの選舉運動において専ら要約筆記のために使用する者について、一定の報酬を支給することができるものとしておりま

す。なお、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとしておりますが、要約筆記者に対する報酬支払いの解禁については、公布の日から起算して一月を経過した日から施行するものとしたいたしております。

○議長(大島理森君) 日程第五、公職選挙法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)

○議長(大島理森君) 日程第五、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

〔本号末尾に掲載〕

なお、本委員会におきまして、本案に関し、地方議会議員の選挙における選舉運動用ビラの頒布解禁に関する決議が行われたことを申し添えます。

何とぞ速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

○議長(大島理森君) 日程第六、社会福祉法等の一部を改正する法律案(第百八十九回国会、内閣提出)(参議院送付)

○議長(大島理森君) 日程第六、社会福祉法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

○議長(大島理森君) 委員長の報告を求めます。厚生労働委員長渡辺博道君。

社会福祉法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○渡辺博道君登壇

○渡辺博道君 ただいま議題となりました社会福祉法等の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、昨三月三十日、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において、全会一致をもつて委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

拡充、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し等の措置を講じようとするものであります。本案は、前国会、本院において可決され、参議院において継続審査となつていていたもので、去る三月二十三日、参議院において法律番号の年表示を修正の上、本院に送付され、同日本委員会に付託されました。

本委員会においては、昨日、提案理由の説明を省略した後、採決の結果、本案は賛成多数をもつて参議院送付案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(大島理森君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨

○議長(大島理森君) この際、内閣提出、独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。文部科学大臣馳浩君。

【国務大臣馳浩君登壇】

○国務大臣(馳浩君) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

○國務大臣(馳浩君) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

国際的な規模のスポーツの競技会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものであります。また、これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものであります。

この法律案は、こうした国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致またはその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備に必要な財源を確保するため、所要の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、平成二十八年度から平成三十五年度までの各事業年度のスポーツ振興投票に係る収益において、国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致またはその開催が円滑になれるようするために行うスポーツ施設の整備に必要な財源に充てるために控除されることとなる金額の上限を、売上金額の百分の五から百分の十に変更することとしております。

第二に、平成二十八年度から平成三十五年度までの各事業年度のスポーツ振興投票に係る収益において、国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致またはその開催が円滑になれるよう収益の三分の一から四分の一に変更することとしております。

第三に、国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致またはその開催が円滑になれるようにするために独立行政法人日本スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求める。文部科学大臣馳浩君。

【長島昭久君登壇】

○長島昭久君 民進党の長島昭久です。

私は、民進党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして質問いたします。(拍手)

半世紀前の一九六四年十月十日、昭和天皇の開会宣言で幕を開けたオリンピック・パラリンピック東京大会は、史上初めてアジアで開催された大会であり、日本の国際社会への本格的な復帰を象徴し、敗戦から立ち上がった日本の復興を世界に示す意義深い大会となりました。

そして、二〇一三年九月八日、二〇二〇年オリ

ンピック・パラリンピック競技大会の東京への招致決定は、東日本大震災からの復興を願う日本国民に大きな勇気と希望をもたらしました。

ところが、あの高揚感は、今急速にしぼみかけています。オリンピック・パラリンピックの夢舞台を目指し、寝食を忘れて準備に取り組んでいる現場の皆さんや、猛練習に励むアスリートの皆さん日々の努力に水を差すような、関係組織の混乱と政治の無責任ぶりが次々と露呈したのです。特に、新国立競技場を舞台にしたお粗末なごたばた劇は、最近の聖火台をめぐつて繰り広げられた主要人物たちの責任転嫁のオンパレードでまさに頂点に達した感があります。

聖火台の設置場所がないとの信じられない事が発覚した際、組織委員会の森会長は、日本スポーツ振興センターの少し頭のおかしな連中が聖火台を忘れた設計図をつくつた、組織委員会ばかりが悪者扱いされるが、一番悪いのは馳浩です、文部科学省ですと発言。

招致決めた猪瀬前東京都知事は、政府と組織委員会の綱引きで、双方が責任をなすりつけている、信じられない無責任体質は、森会長の存在に端を発している。なぜなら、馳文科大臣も遠藤オリンピック・パラリンピック担当大臣も森会長の配下として任命された経緯があつたのだと発言。森会長に名指しをされた馳文科大臣は、責任はどう報道陣の問い合わせに対しても、みんなの責任だと述べ、遠藤オリンピック・パラリンピック担当大臣に至つては、聖火台のことは関係者の間で余り議論されず、前の計画で済んでいた気になつたのではないかとまるで他人事のようなコメント。

きわめつけはJSCの幹部です。組織委員会から聞き取った要望の中に聖火台を競技場内に置くという話ではなく、白紙撤回後の公募時にも設置場所は想定しなかつたと驚くべき証言が報道されています。

新国立競技場建設に責任を負う大臣は、文科大

臣、五輪担当大臣のどちらですか。建設費が当初の三倍近くまで膨れ上がり、国民の激しい批判を浴びて白紙撤回に追い込まれ、文科省の担当局長、JSCの理事長は更迭されました。責任者と目された文科大臣は辞任もせず、更迭もされず、内閣改造によってその責任の所在はうやむやとなりました。

文科大臣、五輪担当大臣にそれぞれ伺います。次にこのようなことが起つた場合、どちらの大臣が責任をとるのでしょうか。

新国立競技場プロジェクトのやり直しをめぐつては、デザインと設計、施工の一括入札と、甚だ強引な手法がとられましたが、採用案の選定もすつきりしない決め方で、採用された案の基本構造は、あのザハ案に酷似しているとの指摘もあります。このやり直しの事務を担つた政府機関は内閣官房であります。責任者の政治家は一体誰であります。官僚のトップは一体誰なのか、内閣の統一見解として官房長官からお示しをいただきたいと存じます。

そこで、文科大臣に四点伺います。

新国立競技場建設に係る国庫負担の上限は幾らになりますか。国と地方公共団体の負担割合の変更は今後ありますか。スポーツ振興投票くじの収益に係る国庫納付金が今後さらにオリンピック事業に充當されることがあるのでしょうか。大会終了後の新国立競技場の収益採算性は確かに適正であり、これ以上の税金投入はないと国民に約束できますか。お答えください。

その関連で、totoについても端的に四点伺います。

国庫納付金がtotoの収益の三分の一から四分の一に変更されますが、その影響が他にしわ寄せされることはないのでしょうか。totoの売上上げ向上のためどのような対策をとるおつもり

りでしようか。収益確保のために、野球やラグビーなどにtotoの事業を広げることはあり得るのでしょうか。大会終了後も将来的な施設運営費にtotoの収益が支出されることはない約束できるのでしょうか。文部科学大臣に明快な答弁を求めます。

東京大会終了後の新国立競技場は、国民のレガシーとして、少なくとも五十年は、スポーツやコンサートなど多岐にわたつて利活用されることが期待されています。二〇一九年のラグビーワールドカップには残念ながら間に合いませんでした

が、サッカーのワールドカップ招致も当然視野に入れていると考えます。この点、まず馳文科大臣に確認させていただきます。イエスかノーかでお答えください。

ところが、関係者によれば、新たに採用された設計案では、そもそもFIFAの最低限の基準を満たしていないとの懸念があると言われています。具体的には、FIFAが開催国に求める、開幕戦及び決勝戦は八万人を収容するスタジアムで開催するという基本中のスペックの要件が満たされていないというのです。

国民や都民の血税を含む巨費を投じておいて、肝心かなめの利用者の要求基準を満たさない施設を建設してしまうとすれば、エンブレムや聖火台などで見せたガバナンス欠如による迷走をまた繰り返すことになり、失敗の教訓から何も学んでいないということになるのであります。文科大臣から明確な答弁を求めます。

このように、JSCのガバナンス問題は、東京大会の成否に暗い影を落としています。JSCの所管は文部科学省ですが、行政改革担当として、このJSCという組織はどこが問題で、何をどう改革すべきのか、河野太郎大臣の御所見を伺います。

また、行政改革担当大臣として、この間の新国立競技場、エンブレム、聖火台などをめぐる混乱

と行政組織、公益法人とのかかわりについて、その問題点と課題はどこにあるとお考えか、見解を求めてます。

次に、東京大会にかかる全体費用について伺います。

東京都などが招致活動に使つた二〇一三年立候補ファイルによると、大会経費は総額七千三百四十億円と明記されております。

ところが、組織委員会の森会長は、昨年七月、日本記者クラブでの講演で、当初より三倍、最終的には二兆円を超すことになるかも知れないと語りました。舛添要一都知事も負けじとばかり、十

月には、大まかに三兆円は必要だろうと述べました。オリンピック・パラリンピック開催に最も影響力のある二人の言動としては、余りにも軽いと言わざるを得ません。

そんな中で、昨年十二月、大会運営費だけ当初予算の六倍に当たる一兆八千億円にふえるという報道があり、波紋を呼びました。

大会全体として一体幾らかかるのか、いつ正確な積算ができるのか、遠藤大臣、馳大臣、そして菅官房長官、どなたでも結構です、責任を持つて答えておられる御簾に御答弁願います。

この点で参考になるのは、二〇一二年のロンドン大会です。

イギリスでは、競技場や社会インフラなどの整備は、組織委員会ではなく、国とロンドン市が一体となつたODA、オリンピック・デリバリーオーソリティという組織体を設け、関連予算や権限を集中させ、計画的、一体的な整備に当たりました。

しかし、今回はそうした体制にはなっていません。競技大会担当大臣は置くものの、国、東京都を始め関係自治体、組織委員会、JOC等が円滑な連携を図つて対応するとされているのみです。

結局、誰が最終的な責任を持ち、進捗状況を掌握して全体をリードしていくのか、全体を統括する

プロジェクトマネジャーが不在なのです。それが今日の混迷をもたらした最大の原因ではないでしょうか。

遠藤オリンピック・パラリンピック大臣に、東京大会全体に係るガバナンスの立て直しについて、政府の決意を伺いたいと思います。遠藤大臣、ここは肝でござります。頑張りますではだめです。みずからがプロジェクトマネジャーである、そう宣言していただきたいし、一元化に向けた具体的な体制の再構築、明確なビジョンをお示しください。

さて、オリンピック・パラリンピック大会の成功に向けて推進すべき政策について、三点伺います。

第一に、障害者スポーツの振興についてです。パラリンピックという言葉は、一九六四年の東京大会の際に初めて使われました。したがつて、夏のパラリンピック競技大会が同一の都市で二回開催されるのは、今回が史上初めてであります。

その意味でも大変意義深いと思いますが、障害者スポーツの振興のために、選手及び指導者の育成、施設整備にはどのような予算と計画があるのか、文部科学大臣からお示しください。

第二に、ドーピングの問題です。

そもそも、日本選手がドーピングをしないといふのは当然ですが、世界から集まつてくる選手のドーピングを事前にしつかりと捉まえて、名実ともにクリーンな大会とする体制を築く必要があります。そうでなければ、東京大会のイメージが失墜するだけでなく、日本の運営の力も問われるところになり、日本国の人信頼性にも影響を及ぼしかねません。政府として、どのようにアンチドーピング対策に取り組むのか、文科大臣及びオリンピック・パラリンピック担当大臣にお伺いいたしま

す。

第三に、テロ、サイバー攻撃についてであります。

官 報 (号 外)

テロ攻撃やサイバー攻撃への予防、抑止、対処、これは国の重大な責務であります。これには、周到な計画と着実な準備、そして十分な時間を確保し、関係者間でしっかりと信頼関係を醸成し、強靭な組織をつくっていくことが重要です。こうしたテロやサイバー攻撃に対し、今後どういう手段取りで準備を進めていくのか、国がどういう役割を果たしていくのか、官房長官に伺います。

私も、閣僚会議の副議長として整備プロセスを全体会の点検に参画するほか、整備事業の主体であるJSCを所管する大臣として、二〇二〇年東京大会に確実に間に合うよう、しっかりと責任を果たしてまいります。

次に、財政負担等についてのお尋ねであります。

新国立競技場の整備に係る財政負担について、は、昨年十二月の関係閣僚会議において、国、ス

また、スポーツ振興くじの売り上げ向上を図るために、本年四月から新たに百円BIGを販売するなど、新商品の開発や販売方法の工夫に取り組むこととしています。

次に、スポーツ振興くじの対象競技の拡大については、超党派のスポーツ議員連盟において検討がなされているところであります。文部科学省として引き続き議論を注視してまいります。

さらには、大会後の運営についても、現在、文部

ルトレーニングセンターの拡充整備、障害者スポーツ指導者の養成への支援などに係る費用を計上しているところであります。

今後とも、関係機関と連携しつつ、二〇二〇年東京大会等を見据えて、障害者スポーツ振興のための環境整備に努めてまいります。

最後に、アンチドーピング体制の強化についてお尋ねがありました。

二〇二〇年東京大会において、万全のアンチ

最後に強調しておきたいのは、大会成功のためには国民の理解と協力が不可欠だということです。

ボーッ振興くじ、東京都のそれぞれ二対一対一とし、国の負担額は、スジの収益に係る国庫納付金の減少見七百九十一億円と決定しております。また、二つ裏面合計でござります。

科学副大臣を中心に、大会後の利活用のあり方にについて検討を進めており、その中で、収益採算性などを高める効率的な運営管理が図られるよう努めています。

ドーピング体制を整備すべく、現在、文部科学副大臣のもとにタスクフォースを設置して検討を重ねているところです。

府が定期的に国会に報告し、審議することによって、情報公開を促進し、透明性を高め、国民の理解と支持を確かなものとするとともに、国際的な信頼を確保するためとの趣旨で具体的な法案を既に衆議院に提出しております。せめてこれくらいは、政府、与野党の合意に基づいて実現させようではありませんか。

議の決定において、消費税率の引き上げや賃金物価等の変動に伴い追加負担が生じる場合においても、この割合でそれぞれが負担することとしています。

次に、国庫納付金については、国の一般会計の歳入予算に計上されることになりますが、文部科学省として、引き続き、オリンピック・パラリン

計画のお尋ねですが、東京大会後の新国立競技場の利活用のあり方については、現在、文部科学副大臣を中心に、スポーツ団体など関係者からのヒアリングを行ながる検討を進めているところであり、新国立競技場がレガシーとして國民から愛される場となるよう努めてまいります。また、新国立競技場が国際サッカー連盟の基準

内へのアンチドーピング体制の強化、国際的なアンチドーピング活動の促進に向けたさらなる支援貢献について、法的整備の必要性を含め、必要な対応を検討しております。

今後とも、政府としても、世界ドーピング防止機構、日本アンチ・ドーピング機構、組織委員会等と連携を密にし、東京大会がドーピングのない

この点に關し、河野行政改革担当大臣、そして遠藤オリンピック・パラリンピック担当大臣にそれぞれ御所見を承り、オリンピック・パラリンピック東京大会の成功のために、民進党として、國民とともに最大限の協力をさせていただくことを表明し、私の質問といたします。（拍手）

また、新国立競技場の収益採算性については、ビック対応などスポーツ関係予算の確保に努めています。

現在、文部科学副大臣を座長とするワーキングチームにおいて、大会後の利活用のあり方として、民間事業への移行による収益を高めるための方策や、維持管理コストの縮減などについて検討

を満たしていないとの御懸念については、新国立競技場の整備事業において、サッカー、ラグビー、陸上競技等の国際基準に適合することを要件としております。

今後とも、JSCにおいて、これらの規定にも十分留意し、スポーツ団体等とも連携しながら、着実に整備事業が進むよう努めてまいります。

クリーンな大会となるよう努めてまいります。
以上です。(拍手)
〔國務大臣遠藤利明君登壇〕
○國務大臣(遠藤利明君) 長島議員から五つの質
問をいただきました。
まず、新国立競技場建設に責任を負う大臣につ
いてのお尋ねがありました。

(國務大臣馳浩君登壇)
○國務大臣馳浩君 長島議員から六つ質問がありました。
最初に、新国立競技場建設に責任を負う大臣についてお尋ねがありました。
新国立競技場の整備については、遠藤大臣を議長とする関係閣僚会議において、昨年八月に新たな整備計画を決定したものであり、遠藤大臣が整備の責任者であると認識しております。

を進めており、効率的な運営管理が図られるよう努めてまいります。

次に、 $t=0$ についてのお尋ねであります
が、今回の改正案では、スポーツ振興くじの収益
のうち国庫納付に係る割合を三分の一から四分の
一に引き下げるにしておりますが、スポーツ
振興くじの売り上げを向上させること等により、
できる限り影響が出ないよう努めてまいる所存で
あります。

次に、障害者スポーツの振興についてのお尋ねであります。パラリンピック選手の活躍は、人々に夢や感動、勇気を与えるものであり、二〇〇八年東京大会に向けて、選手及び指導者の育成、施設整備等は重要です。

このため、平成二十八年度予算においては、各競技団体の大会遠征や強化合宿の実施、専任コーチの設置等に係る支援の充実、オリンピック競技、パラリンピック競技が共同利用するナショナルアーバンスポーツセンターの改修等の予算を計上いたしました。

新国立競技場については、私が議長を務める関係閣僚会議において決定した整備計画に基づき、私が責任者として整備を進めてまいります。次に、東京大会にかかる全体費用に関するお尋ねであります。現在、大会組織委員会において、東京大会成功に必要な業務の全ての洗い出しを行つてあるところであると承知をしておりま

え、大会開催経費の見直しについて、ことしの夏ごろにはIOCと調整できるよう作業を進めていくところであります。

このため、現時点において東京大会全体にかかる経費についてお示しすることはできませんが、大会に関するさまざまな要望がある中、大会組織委員会において、必要性の有無や、さらに効率的、効果的なものがないなどについて、しっかりと精査していると認識しております。大会に関する国民の皆さんへの信頼を損なうことがないよう、しっかりと所要の作業に取り組む必要があると考えております。

政府としても、こうした作業が確実に進むよう促しております。

次に、二〇二〇年東京大会に対するガバナンスの立直しについてのお尋ねですが、新国立競技場やエンブレムなどをめぐって国民の皆様から厳しい御意見をいただきましたことについては真摯に受けとめ、昨年十一月閣議決定しわゆるオリパラ基本方針に掲げている、明確なガバナンスの確立に向けた関係機関との連携、オープンプロセスによる意思決定、関連施策の点検などについてしっかりと取り組んでまいります。

このように、明確なガバナンスの確立に向けた関係機関との連携などは非常に重要なものと認識しております。今後、政府代表であるオリパラ大臣、大会の運営主体である大会組織委員会の森会長、開催都市である東京都の舛添知事の三者が定期的に直接会談し、情報共有するなどの取り組みを通じ、大会の成功に向け、関係者が一体となつて取り組んでいけるよう、さらに努力してまいります。

次に、アンチドーピング体制の強化についてのお尋ねですが、ドーピングは不正そのものであり、アスリートの健康を害するだけではなくて、スポーツの価値を損ない、公平かつクリーン

なスポーツを愛する人々を失望させるものではありません。

昨年十一月に閣議決定されたオリパラ基本方針においても、アンチドーピング対策を強化するため、世界ドーピング機構や公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構とも連携しつつ、競技者等に対する研修、ドーピング検査員の育成、検査体制の強化等の万全の体制整備を行うことを盛り込んでおります。

また、スポーツの価値、インテグリティーをさらに高めようとする国際的な取り組みに貢献するため、国際的なアンチドーピング推進体制の強化を支援することとしております。

政府としては、二〇二〇年東京大会に向けて、今後とも、アンチドーピングの重要性をアスリーとのみならず広く国民に発信していくとともに、文部科学省を初め組織委員会や東京都等の関係機関と協力しながら、ドーピング防止に努めてまいります。

最後に、大会準備状況について政府が定期的に国会に報告し、審議することによって、情報公開を推進し、透明性を高めるなどを内容とする民進

党の法案についてのお尋ねであります。

政府としても、昨年十一月に閣議決定したいわゆるオリパラ基本方針において、オープンなプロセスによる意思決定、関連施策の点検などをしっかりと実施し、関係機関が一体となつて取り組んでいくものと承知しております。

一般に、関係機関が複数ある場合、複数あるとすることが問題であるというよりも、混乱を招かず確実に事業を実施できるよう、関係機関が互いにしっかりと連携し、他人の批判を行わず、目標の実現に向けて、それぞれの責任や役割を果たすことにより協力の実を上げていくことが重要であると考えております。

なお、議員立法の取り扱いについては、国会において御判断されるべきものと考えております。

以上です。(拍手)

(国務大臣河野太郎君登壇)

○国務大臣(河野太郎君) 独立行政法人スポーツ振興センター、JSCについてのお尋ねがありま

すが、議員立法の取り扱いについては、国会において御判断されるべきものと考えております。

JSCについては、昨年十一月に実施した秋のレビューにおいて、JSCへの運営費交付金を取り上げ、PDC.Aサイクルの徹底や積極的な情報開示を行うべきなどの指摘事項を取りまとめました。文部科学省及びJSCには、まず、これらの指摘を踏まえ、適切に対応していただきたいと考えております。

このほかにも、その時々の課題に応じて必要な改革を行うべきと考えますが、その具体的な内容については、独立行政法人通則法、JSC法などのもと、主務大臣である文部科学大臣において御判断、御対応いただくべきものと考えております。

○国務大臣(菅義偉君) 新国立競技場の整備の責任についてお尋ねがありました。

(拍手)

〔国務大臣菅義偉君登壇〕

ただいま、馳遠藤両大臣が答弁させていただきましたように、新国立競技場の整備については、遠藤大臣を議長とする関係機関会議において、昨年八月に新たな整備計画を決定したものであります。遠藤大臣が政府の責任者となつております。

なお、遠藤大臣のもとには、事務局として、内閣官房に再検討推進室を設置し、その室長には官房副長官をもつて充てており、杉田副長官が事務のトップになっております。

○国務大臣(河野太郎君) テロやサイバー攻撃に対する準備、国の役割についてお尋ねがありました。

政府としては、昨年十一月にオリパラ基本方針を閣議決定するとともに、セキュリティ対策を一丸となつて推進するため、総理を本部長とする推進本部を設置しました。そして、そのもとに、内閣危機管理監を座長とするセキュリティ幹事会を中心に、テロやサイバー攻撃への対策に着手をしておるところであります。

今後も、大会組織委員会、東京都等の関係機関と円滑に連携をして、必要な取り組みを加速させていただきます。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて質疑は終了いたしました。

次に、民進党提出の法案についてお尋ねがございました。

二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピックの準備については、情報公開を推進し、透明性を向上させていくことは重要であると考えております。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十分散会

官 報 (号 外)

官報 (号外)

法務委員

辞任

奥野

信亮君

辻

清人君

宮川

典子君

瀬戸

隆一君

八木

哲也君

石川

昭政君

井上

貴博君

助田

重義君

武部

新君

外務委員

辞任

城内

実君

佐々木

紀君

辻

清人君

松島みどり君

笠井

亮君

石原

宏高君

瀬戸

隆一君

田野瀬太道君

古川

康君

宮本

徹君

根本

幸典君

山下

貴司君

柚木

道義君

中野

洋昌君

根本

幸典君

補欠

武部

瀬戸

八木

昭政君

井上

貴博君

助田

重義君

石川

昭政君

井上

貴博君

辻

信亮君

奥野

典子君

宮川

清人君

瀬戸

隆一君

吉田

宣弘君

岩田

道孝君

池田

道孝君

辻

清人君

佐々木

紀君

辻

清人君

佐々木

紀君

辻

清人君

佐々木

紀君

辻

清人君

大野敬太郎君
助田 重義君
中村 裕之君
橋本 英教君
高橋ひなこ君
堀内 詔子君
柚木 道義君
岩田 和親君

(特別委員選任)

別委員を指名した。

環太平洋パートナーシップ協定等に関する特

別委員

井野 俊郎君

小田原 潔君

菅原 一秀君

吉川 貴盛君

柿沢 未途君

上田 勇君

越智 隆雄君

菅原 誠吾君

勝沼 栄明君

小島 敏文君

篠川 博義君

田中 良生君

関 開

武井 俊輔君

寺田 稔君

西川 公也君

原田 義昭君

福山 守君

前川 惠君

宮川 典子君

中谷 守君

佐々木 真一君

大隈 和英君

根本 幸典君

堀内 詔子君

佐々木 紀君

丹羽 秀樹君

菊田真紀子君

國場幸之助君

田嶋 要君

大見 正君

金子万寿夫君

根本 幸典君

要君

田嶋 健太君

根 一男君

(理事互選)

一、去る二十四日、環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会において、理事互選の結果、次のとおり当選した。

別委員を指名した。

環太平洋パートナーシップ協定等に関する特

別委員

井野 俊郎君

小田原 潔君

菅原 一秀君

吉川 貴盛君

柿沢 未途君

上田 勇君

越智 隆雄君

菅原 誠吾君

勝沼 栄明君

小島 敏文君

篠川 博義君

田中 良生君

関 開

武井 俊輔君

寺田 稔君

西川 公也君

原田 義昭君

福山 守君

前川 惠君

宮川 典子君

中谷 守君

佐々木 真一君

大隈 和英君

根本 幸典君

堀内 詔子君

佐々木 紀君

丹羽 秀樹君

菊田真紀子君

國場幸之助君

田嶋 要君

大見 正君

金子万寿夫君

根本 幸典君

要君

田嶋 健太君

根 一男君

別委員

辻

清人君

井上

貴博君

助田

重義君

石川

昭政君

井上

貴博君

辻

信亮君

奥野

典子君

宮川

清人君

瀬戸

隆一君

吉田

宣弘君

岩田

道孝君

池田

道孝君

辻

清人君

佐々木

紀君

辻

清人君

佐々木

紀君

辻

清人君

佐々木

紀君

辻

清人君

佐々木

紀君

別委員

辻

清人君

井上

貴博君

助田

重義君

石川

昭政君

井上

貴博君

辻

信亮君

奥野

典子君

宮川

清人君

瀬戸

隆一君

吉田

宣弘君

岩田

道孝君

池田

道孝君

辻

清人君

佐々木

紀君

辻

清人君

佐々木

紀君

辻

清人君

佐々木

紀君

辻

清人君

佐々木

紀君

別委員

辻

清人君

井上

貴博君

助田

重義君

石川

昭政君

井上

貴博君

辻

信亮君

奥野

典子君

宮川

清人君

瀬戸

隆一君

吉田

宣弘君

岩田

道孝君

池田

道孝君

辻

清人君

佐々木

紀君

辻

清人君

佐々木

紀君

辻

清人君

佐々木

紀君

辻

清人君

一、昨三十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会

池田	道孝君
宮路	拓馬君
越智	隆雄君
今野	智博君
青山	周平君
逢坂	誠二君
富樫	博之君
井野	俊郎君
奥野	信亮君
神田	憲次君
長坂	康正君
馬淵	澄夫君
藤原	うえの賢一郎君
今野	智博君
辻	清人君
金子めぐみ君	金子めぐみ君

(憲法審査会委員辞任及び補欠選任)
一、去る二十四日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
憲法審査会委員
辭任 小沢 鋭仁君 楠本 重徳 和彦君
(議案提出) 一、去る二十四日、議員から提出した議案は次のとおりである。
保育等従業者の人材確保等に関する特別措置法
案(山尾志桜里君外八名提出)

一、去る二十五日、議員から提出した議案は次のとおりである。
政官接觸記録の作成等に関する法律案(大島敦君外七名提出)

一、去る二十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

児童福祉法等の一部を改正する法律案
一、昨三十日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)

(議案付託)

一、去る二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)
社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第七号)
原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

経済産業委員会 付託
(内閣提出第四〇号) 環境委員会 付託

ボリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
(内閣提出第四〇〇号)
一、昨三十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

児童扶養手当法及び国民年金法の一部を改正する法律案(初鹿明博君外七名提出、衆法第一二二号)
保育等従業者的人材確保等に関する特別措置法案(山尾志桜里君外八名提出、衆法第一六二号)

以上二件 厚生労働委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十四日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

成年後見制度の利用の促進に関する法律案
成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び
家事事件手続法の一部を改正する法律案

一、去る二十四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求める件

地域再生法の一部を改正する法律案
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律案
及び公職選挙法の一部を改正する法律案

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び
戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部
を改正する法律案

一、去る二十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

保育等従業者の人材確保等に関する特別措置法案(山尾志桜里君外~~以下~~名提出)

一、去る二十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

政官接触記録の作成等に関する法律案(大島敦君外七名提出)

(議案通知)

一、去る二十四日、参議院送付の次の本院提出案を可決した旨参議院に通知した。

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案(第百八十九回国会本院提出、参議院継続審査)

(議案通知書受領)

一、去る二十九日、参議院から、本院の送付したた。

平成二十八年度一般会計予算
平成二十八年度特別会計予算
平成二十八年度政府関係機関予算
所得税法等の一部を改正する法律案

一、昨三十二日、議員からの申し出により次の議案は委員会において撤回を許可した。

公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(黒岩宇洋君外三名提出、第百八十九回国会衆法第四一号)

(議案撤回通知)

一、昨三十二日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。

公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(黒岩宇洋君外三名提出、第百八十九回国会衆法第四一号)

(質問書提出)

一、去る二十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

鉄軌道計画の本格スタートに向けた政府の支援や取り組みに関する質問主意書(仲里利信君提出)

辺野古代執行訴訟の和解とともに工事中止等に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)

核燃料サイクルによる発電コストの試算に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

消費者庁の地方移転に関する質問主意書(大西健介君提出)

一、去る二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

石垣島への陸上自衛隊配備計画と住民への説明に関する第三回質問主意書(仲里利信君提出)

特定秘密の保護に関する法律における安全保障への著しい支障に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

ノーベル経済学賞受賞者からの意見聴取に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

越（金沢）などが整備されることに伴い生じる根元受益に関するJRの負担額については、これらの方間に開業時に精査する」とされているが、例示として挙げられている北海道新幹線（新青森・新函館）、北陸新幹線（上越・金沢）の根元受益とは、具体的にどの整備新幹線区間に係る根元受益を指すのか示されたい。

四 北海道新幹線の貸付料について

三に関連して、「反対意見において「整備新幹線として開業している盛岡・八戸間の貸付料は、青森までの延伸、さらに今回の函館までの延伸」という大きな経済環境条件の変化がありながら、一度も見直されていない。延伸がもたらす「根元効果」により、東日本旅客鉄道株式会社に数十億を超える受益が生じているのではないかだろうか。貸付料の見直しが急務である」とされている。三月二十六日に開業が予定される北海道新幹線（新青森・新函館）の貸付料及び当該区間に係る根元受益の議論の経緯及び精査状況について、実施の有無を含めその状況を示されたい。

五 整備新幹線建設費への北海道新幹線貸付料充當について

平成二十七年十二月二十二日付けで運輸審議会会長より国土交通大臣に提出された答申書（北海道旅客鉄道株式会社からの鉄道の特別急行料金の上限設定認可申請について）の理由2（1）において北海道新幹線の新青森駅・新函館北斗駅の区間に係る貸付料が九億円とされているが、平成二十四年度に北海道、北陸、九州の各整備新幹線を着工した際、着工五条件の一つ「安定的な財源の確保」を満たすため充当した当該区間の貸付料の額を示されたい。

六 貸付料の算定について

「小浜・京都ルート」及び「舞鶴ルート」では京

都・大阪間を東海道新幹線とは別線で整備することとなる。このため整備新幹線の営業に伴

い、東海旅客鉄道株式会社が運行する東海道新幹線からの旅客転移が見込まれるが、その際の東海旅客鉄道株式会社の逸失利益の取扱いにつ

いて、北陸新幹線を早く大阪まで整備するため、早急に検討を実施する必要があるが、その検討状況について示されたい。

右質問する。

内閣審議一九〇第一九一号

平成二十八年三月二十九日

内閣總理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員田島一成君提出北陸新幹線敦賀以西ルート整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員田島一成君提出北陸新幹線敦賀以西ルート整備に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「収支見込み並びに実績」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ね

は、整備新幹線の各区間に係る鉄道施設の毎事業年度の貸付料の額のうち、その後の整備新幹線の建設に関する工事に要する費用に充てられることとなる額についてであると思われるところと、当該額である独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第66号）に掲げる額は一億千四百万円とされたところである。また、御指摘の「当該区間に係る根元受益」とは、北海道新幹線（新青森・新函館北斗間）の営業を開始することにより、東北新幹線（八戸・新青森間）等の営業主体であるJR東日本に生じる受益を意味するものと思われるが、これについては、機構が、当該受益の程度を勘案し、JR北海道に生じる受益の程度を勘案し、JR北海道と協議した結果、機構法施行令第六条第一項第一号に掲げる額は一億千四百万円とされたところである。

JR東日本に生じる受益を意味するものと思われるが、これについては、機構が、当該受益の程度を勘案し、JR東日本と協議した結果、毎事業年度においてJR東日本から支払を受ける額は二十二億円とされたところである。

二について

お尋ねについては、独立行政法人鉄道建設・

運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）に

よれば、機構と北海道旅客鉄道株式会社（以下

「JR北海道」という。）との間で締結している北

海道新幹線（新青森・新函館北斗間）の鉄道施設

の貸付け及び貸付け後の鉄道施設の管理等に關する協定書第十三条第三項、機構と東日本旅客

鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）との

間で締結している東北新幹線（八戸・新青森間）

の鉄道施設の貸付け及び貸付け後の鉄道施設の

管理等に関する協定に関する実施細則第八条、

機構とJR東日本との間で締結している東北新

幹線（盛岡・八戸間）の鉄道施設の貸付け及び貸

付け後の鉄道施設の管理等に関する協定に關す

る実施細則第八条、機構とJR東日本との間で

締結している北陸新幹線（長野・上越妙高間）の

鉄道施設の貸付け及び貸付け後の鉄道施設の管

理等に関する協定に関する実施細則第八条、機

構と西日本旅客鉄道株式会社との間で締結して

いる北陸新幹線（上越妙高・金沢間）の鉄道施設

の貸付け及び貸付け後の鉄道施設の管理等に關

する協定に関する実施細則第八条、機構と九

州旅客鉄道株式会社（以下「JR九州」という。）と

の間で締結している九州新幹線（博多・新八代

間）の鉄道施設の貸付け及び貸付け後の鉄道施

設の管理等に関する協定書第十三条第三項及び

及び貸付け後の鉄道施設の管理等に関する協定

書第十三条第三項のいずれにおいても、「定額

ては百七十五億円、九州新幹線（博多・新八代間）については八十一億六千万円、九州新幹線

（新八代・鹿児島中央間）については二十億四千円である。

二について

お尋ねについては、独立行政法人鉄道建設・

運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）に

よれば、機構と北海道旅客鉄道株式会社（以下

「JR北海道」という。）との間で締結している北

海道新幹線（新青森・新函館北斗間）に係るものは北陸新幹線（長野・上越妙高・金沢間）に

係るものは北陸新幹線（長野・上越妙高間）等の

営業主体であるJR東日本に、それぞれ生じる

受益を指しているものである。

三について

御指摘の「根元受益」とは、全国新幹線鉄道整

備法（昭和四十五年法律第七十一号）第六条第一

項に規定する営業主体が新たな区間の営業を開

始することにより、当該区間に接続する区間を

営業する他の営業主体に生じる受益を意味する

ものであるが、この根元受益のうち、北海道新

幹線（新青森・新函館北斗間）に係るものは東北

新幹線（八戸・新青森間）等の営業主体であるJR

東日本に、北陸新幹線（上越妙高・金沢間）に

係るものは北陸新幹線（長野・上越妙高間）等の

営業主体であるJR東日本に、それぞれ生じる

受益を指しているものである。

義務を負つた外交官及び全権大使として、強く抗議すべきではないか。

九 沖縄県民及び本職は、米兵による事件・事故については、本来政府が米軍や米国政府関係者を呼びつけて、テーブルを叩いてでも強く抗議すべきであると考えるが、政府の認識と見解はどうか。

十 米兵は凶悪犯罪を起こしても、日米地位協定に守られて安全だという考え方を抱いているようである。また、米兵による事件・事故が相次ぎ一向になくなる目途が立たないことなどを考へると、日米地位協定は、もはや小手先の運用改善ではなく、自國での犯罪については自国の法律で取り締まるという考えに立つて、抜本的な改善を行つべきではないか。

十一 近年、沖縄県那覇市等では、週末になると、米兵が市内のビジネスホテルに宿泊して繁華街で深夜に飲酒し、運転事故を起こすなどの事件・事故が相次いでいる。しかし、このような行為は、在日米軍が米軍人・軍属の外出や基地外での飲酒を制限している、いわゆる「リバティー制度」に違反しているものと思われるが、政府の認識と見解はどうか。

十二 在日米軍が設定した「リバティー制度」は、米兵による事件・事故が発生する度に、強化と緩和を繰り返してきたものと承知している。しかし最早制度が全く機能していないことは明らかであり、むしろ抜け道となつて米兵の深夜の飲酒を増大させていることを考へると、政府は、米軍や米国政府に対して、同制度の抜本的な見直しを求めるとともに、徹底的な実施を求めるべきではないか。

右質問する。

内閣衆質一九〇第一九三号
平成二十八年三月二十九日

内閣總理大臣 安倍晋三
衆議院議員仲里利信君提出在沖米兵による女性

衆議院議員仲里利信君提出在沖米兵による女性強姦事件に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員仲里利信君提出在沖米兵による女性強姦事件に關する質問に対する答弁書

一 及び四について
御指摘の事件については、平成二十八年三月二十三日現在、沖縄県那覇警察署留置施設に被疑者が勾留されているものと承知している。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の事件については、平成二十八年三月十三日、沖縄県那覇警察署警察官が被疑者を準強姦罪で緊急逮捕したものであり、現行犯逮捕したものではないと承知している。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の事件については、平成二十八年三月十三日、沖縄県那覇警察署警察官が被疑者を準強姦罪で緊急逮捕したものであり、現行犯逮捕したものではないと承知している。

四について

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定（昭和三十五年条約第七号。以下「日米地位協定」という。）第十七条5(c)は、「日本国が裁判権を使用すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手にあり、公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行なうものとする」と規定しているところ、日本国の當局が被疑者の身柄を拘束した場合には、この規定の適用はなく、日本国の當局において引き続きその身柄を拘束し得るものである。

五及び六について

政府としては、米軍関係者（米軍の構成員若しくは軍属又はそれらの家族をいう。以下同じ。）による事件・事故は、本来起きてはならないものであり、御指摘の事件が発生したことは極めて遺憾であると考える。日本国民の米軍に対する信頼が米軍関係者による事件・事故によつて損なわれるような事態が生じてはならないと考えており、政府として、米軍関係者による事件・事故の防止に向けて、米側とともに取り組んでまいりたい。

七について

米軍関係者による事件・事故の防止には、米側の努力が重要であると考えており、政府としても、米側に対して、綱紀肅正等を隨時働きかけている。また、「米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チーム」を開催し、様々な犯罪防止策等について日本間で協議し、地元の安全・安心の確保に努めている。政府としては、米軍関係者による事件・事故の再発防止のためには、このような地道な努力を継続的に積み重ねていくことが必要であると認識しており、米側とともに、事件・事故の再発防止策が着実に実施されるよう取り組んでいく考えである。

八及び九について

御指摘の事件の発生の報告を受け直ちに、森外務省北米局長からハイランド駐日米国臨時代理大使、山田同省北米局參事官からワイヤーズ在日米軍副司令官、水上沖縄担当大使からニコルソン在沖縄米軍四軍調整官、中島防衛省地方協力局長からドーラン在日米軍司令官、井上同省沖縄防衛局長からニコルソン在沖縄米軍四軍調整官に対し、本事件の発生は極めて遺憾であるとして、綱紀肅正及び再発防止を強く申し入れた。

十について

お尋ねの「抜本的な改善」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、日米地位協定については、手当すべき事項の性格に応じて、同協定第二十五条1に基づいて設置された日米合同委員会を通じた取組等により、効果的かつ機敏に対応していくことが合理的であると考えており、引き続き、一つ一つの問題を解決すべく最大限努力していく考えである。

十一について

御指摘の「リバティー制度」は、在日米軍による自主的措置であり、お尋ねにお答えすることは困難である。

十二について

御指摘の「リバティー制度」は、在日米軍が、自前の公共の場における飲酒制限、深夜の外出規制、外出時の同伴者義務付け等を命じているものと承知している。政府としては、米側に対して、同制度を含めた綱紀肅正及び米軍関係者による事件・事故の再発防止のための実効的な措置をとるよう、引き続き働きかけていく。

平成二十八年三月十五日提出
質問 第一九四号

三権分立の現行法上での扱いに関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

三権分立の現行法上での扱いに関する質問主意書
日本憲法は、国会、内閣、裁判所の三つの独立した機関が相互に抑制することで、権力の濫用

を防ぎ、国民の権利と自由を保障する「三権分立」の原則を定めている。

このような観点から、以下質問する。

一 いわゆる「三権分立」の定義について、政府の見解を示されたい。

二 我が国の現行法上、「三権分立」は、具体的には、どの法律の条文により、どのように規定されているか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九〇第一九四号

平成二十八年三月二十九日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出三権分立の現行法上での扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内閣衆質一九〇第一九五号

平成二十八年三月二十九日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出三権分立の現行法上での扱いに関する質問に対する答弁書
一及び二について

三権分立とは、一般に、国家の作用を立法、司法、行政の三権に分け、各々を担当する機関を相互に分離、独立させ、相互に牽制させる統治組織の原理をいうものと承知している。

日本国憲法においては、第四十一条で立法権は国会に、第六十五条で行政権は内閣に、第七十六条第一項で司法権は裁判所に、それぞれ属することとされており、また、それらの間に任議権と内閣の衆議院解散権、内閣の不信任決議権と最高裁判所の違憲立審査権等の相互に他を抑制し、均衡を保つ仕組みが定められている。

平成二十八年三月十五日提出
質問 第一九五号

高市総務大臣の放送法第四条についての答弁に関する質問主意書

提出者 逢坂誠二

高市総務大臣の放送法第四条についての答弁に関する質問主意書
弁に関する質問主意書
高市総務大臣は、放送法第四条に関し、倫理規範ではなく「法規範性がある」と繰り返し、総務委員会などで答弁している。

平成二十八年三月十五日提出
質問 第一九六号

法務大臣の表現の自由の優越性についての答弁に関する質問主意書

提出者 逢坂誠二

法務大臣の表現の自由の優越性についての答弁に関する質問主意書
衆議院議員逢坂誠二君提出法務大臣の表現の自由の優越性についての答弁に関する質問

点から公共の福祉に適合することを確保する必要があることから、放送法(昭和二十五年法律第百三十二条)第四条第一項の規定が設けられているものと承知している。
また、同項は、放送事業者は、「放送番組の編集に当たつては、次の各号の定めるところによらなければならぬ」と規定しており、文理上も法規範性を有することは明らかであると考える。

内閣衆質一九〇第一九六号
内閣総理大臣 安倍晋三
衆議院議長 大島理森殿
衆議院議員逢坂誠二君提出法務大臣の表現の自由の優越性についての答弁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成二十八年三月二十九日
内閣総理大臣 安倍晋三
衆議院議長 大島理森殿
衆議院議員逢坂誠二君提出法務大臣の表現の自由の優越性についての答弁に関する質問に対する答弁書
〔別紙〕
衆議院議員逢坂誠二君提出法務大臣の表現の自由の優越性についての答弁に関する質問に対する答弁書

一及び二について
御指摘の岩城法務大臣の答弁は、御指摘の「表現の自由」のいわゆる優越性について、講学上の一般的な解説として認識しているところを述べたものであり、内閣としての認識も、これと同様である。

平成二十八年三月十六日提出
質問 第一九七号

多子世帯への保育料値上げ問題に関する質問主意書
提出者 西村智奈美

多子世帯への保育料値上げ問題に関する質問主意書
平成二十二年度税制改正により、年少扶養控除及び十六・十八歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の段階的廃止が行われた。保育料の算定は所得税・個人住民税の税額等と連動している。そのた

点があるとすれば、どの点か。見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九〇第一九七号

内閣総理大臣 安倍晋三
衆議院議長 大島理森殿
衆議院議員逢坂誠二君提出多子世帯への保育料値上げ問題に関する質問

提出者 西村智奈美

多子世帯への保育料値上げ問題に関する質問主意書
〔別紙〕
衆議院議員逢坂誠二君提出多子世帯への保育料値上げ問題に関する質問

内閣衆質一九〇第一九八号

内閣総理大臣 安倍晋三
衆議院議長 大島理森殿
衆議院議員逢坂誠二君提出多子世帯への保育料値上げ問題に関する質問

提出者 西村智奈美

内閣衆質一九〇第一九九号

内閣総理大臣 安倍晋三
衆議院議長 大島理森殿
衆議院議員逢坂誠二君提出多子世帯への保育料値上げ問題に関する質問

提出者 西村智奈美

内閣衆質一九〇第二〇〇号

内閣総理大臣 安倍晋三
衆議院議長 大島理森殿
衆議院議員逢坂誠二君提出多子世帯への保育料値上げ問題に関する質問

提出者 西村智奈美

内閣衆質一九〇第二〇一号

内閣総理大臣 安倍晋三
衆議院議長 大島理森殿
衆議院議員逢坂誠二君提出多子世帯への保育料値上げ問題に関する質問

提出者 西村智奈美

内閣衆質一九〇第二〇二号

内閣総理大臣 安倍晋三
衆議院議長 大島理森殿
衆議院議員逢坂誠二君提出多子世帯への保育料値上げ問題に関する質問

提出者 西村智奈美

内閣衆質一九〇第二〇三号

内閣総理大臣 安倍晋三
衆議院議長 大島理森殿
衆議院議員逢坂誠二君提出多子世帯への保育料値上げ問題に関する質問

提出者 西村智奈美

内閣衆質一九〇第二〇四号

内閣総理大臣 安倍晋三
衆議院議長 大島理森殿
衆議院議員逢坂誠二君提出多子世帯への保育料値上げ問題に関する質問

提出者 西村智奈美

内閣衆質一九〇第二〇五号

内閣総理大臣 安倍晋三
衆議院議長 大島理森殿
衆議院議員逢坂誠二君提出多子世帯への保育料値上げ問題に関する質問

提出者 西村智奈美

内閣衆質一九〇第二〇六号

内閣総理大臣 安倍晋三
衆議院議長 大島理森殿
衆議院議員逢坂誠二君提出多子世帯への保育料値上げ問題に関する質問

提出者 西村智奈美

内閣衆質一九〇第二〇七号

内閣総理大臣 安倍晋三
衆議院議長 大島理森殿
衆議院議員逢坂誠二君提出多子世帯への保育料値上げ問題に関する質問

提出者 西村智奈美

内閣衆質一九〇第二〇八号

内閣総理大臣 安倍晋三
衆議院議長 大島理森殿
衆議院議員逢坂誠二君提出多子世帯への保育料値上げ問題に関する質問

提出者 西村智奈美

内閣衆質一九〇第二〇九号

内閣総理大臣 安倍晋三
衆議院議長 大島理森殿
衆議院議員逢坂誠二君提出多子世帯への保育料値上げ問題に関する質問

提出者 西村智奈美

内閣衆質一九〇第二一〇号

内閣総理大臣 安倍晋三
衆議院議長 大島理森殿
衆議院議員逢坂誠二君提出多子世帯への保育料値上げ問題に関する質問

提出者 西村智奈美

響をできるだけ遮断すべく、平成二十三年七月十五日に厚生労働省より通知が発出され、扶養控除見直し前の旧税額を市町村において再計算し、それが基にして保育料を決定する取扱いとしてきた（いわゆる「年少扶養控除のみなし適用」）。

平成二十七年三月三十一日に子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（以下、「内閣府令」）の公布が自治体に通知された。それによれば、「利用者負担の階層区分の判定について、年少扶養控除等の廃止に係る影響については再計算しない取扱いを原則とする」と

されている。ただし、既に入園している子どもが卒園するまでの間に限り、旧算定で決定することが可能で国庫負担も行うとされている（いわゆる「経過措置」）。

内閣府からは、従前は所得税額で階層区分を決定していたものを市町村民税所得割課税額に変更し、制度の前後で階層区分が変わらないように所得割課税額を設定していると説明されているものの、その際、夫、妻、子二人の世帯を基本にしたため、昨年四月ないし九月以降、子どもが三人以上の世帯においては保育料が三万円や二万五千円も負担増となるケースが生じている。

この点について、HTB北海道テレビ放送の取材によれば、子ども・子育て会議の無藤隆会長が「第三子の保育料がかなり上がるには想定していなかつた」とインタビューに答えているなど、内閣府としてのシミュレーションがなされていることがつたことが問題視されている。

またこれも北海道テレビ放送の取材によれば、政令指定都市の約半数が経過措置などの対応をとっていない。指定都市市長会長の林文子市長も指定都市会では国の責任において対応すべきと発言している。

今回の多子世帯における保育料の値上がりは、内閣府令が主たる要因であると疑われる。

新しく入園する子どもはすべて経過措置の適用外となることは、平成二十八年三月九日厚生労働委員会における内閣府副大臣の答弁から明らかである。また多子世帯の保育料負担軽減として第二子、第三子以降の保育料の減免が行われるとはいえ、平成二十八年度予算におけるその対象世帯は年収三六〇万円未満相当の世帯のみと狭くなっているため、制度上、引き続き高い保育料を徴収される世帯が生じることとなる。

よって、以下、質問する。

一 多子世帯の保育料負担軽減として平成二十八年度予算における対象世帯は年収三六〇万円未満相当の世帯のみとなっているが、子どもが二人でも三人でも四人以上でも同じ「三六〇万円未満」としているのは、子どもが多いほど負担が増える子育てにおいて「少子化対策」としてふさわしい対策と言えるのか。

右質問する。

内閣衆質一九〇第一九七号

平成二十八年三月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員西村智奈美君提出多子世帯への保育料値上げ問題に関する質問に対する答
〔別紙〕

〔別紙〕

衆議院議員西村智奈美君提出多子世帯への保育料値上げ問題に関する質問に対する答
〔別紙〕

衆議院議員西村智奈美君提出多子世帯への保育料負担軽減については、年収三百六十

万円未満相当の世帯では、子供の年齢にかかわらず、第二子の保育料を半額、第三子以降の保育料を無償としており、少子化対策に資するものと考えている。

平成二十八年三月十七日提出
質問 第一九八号

環太平洋パートナーシップ協定に係る米国の承認要件（サードティファイケーション）に関する質問主意書

提出者 玉木雄一郎

環太平洋パートナーシップ協定に係る米国の承認要件（サードティファイケーション）に関する質問主意書

本年三月四日付の米国貿易専門誌「インサイド・U.S.・トレード」の報道によれば、米国通商代表部の次席法律顧問マリア・ペイガン氏が、環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP協定」という。）の米国における批准手続に関して次のように述べたとされている。

「米国は、他の署名国が合意内容を十分に実行に移したと大統領が承認（サードティファイ）するまで、批准手続完了通知の送付を延期することになる。」「米国政府が通知を送るのは、米国以外の五カ国あるいはさらに数カ国が、米国よりも前に、米国国内法が求める基準を満たしたと確信したときである。」「これは秘密でも何でもない。このことは、過去の貿易相手国との数々の話し合いの中でも、主な議題となってきた。」

この発言が事実であれば、TPP協定及び交渉参加国との間で作成する文書（以下「サイドレター等」という。）における合意の国内実施について、米国に事実上の拒否権を与えることになる。すな

か、この発言が秘密でも何でもない。このことは、過去の貿易相手国との数々の話し合いの中でも、主な議題となってきた。

内閣衆質一九〇第一九八号
平成二十八年三月二十九日

衆議院議長 大島 理森殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員玉木雄一郎君提出環太平洋パートナーシップ協定に係る米国の承認要件（サードティファイケーション）に関する質問に対する答
〔別紙〕

内閣衆質一九〇第一九八号
平成二十八年三月二十九日

衆議院議員玉木雄一郎君提出環太平洋パートナーシップ協定に係る米国の承認要件（サードティファイケーション）に関する質問に対する答
〔別紙〕

定が仮に批准され、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案（以下「TPP実施法案」という。）が可決・成立したとしても、米国連邦議会が合意内容の国内実施状況が不十分であると判断すれば、TPP実施法の修正や追加が必要となる可能性が高いからである。これは、TPP実施法案を国会で審議する前に提出して、我が国の独立及び国益の観点から極めて重大な問題である。

従つて、次の事項について質問する。米国通商代表部の高官が「（承認要件は）秘密でもない」と発言していることを踏まえて答弁されたい。

一 これまでのTPP協定及びサイドレター等の交渉過程において、この承認要件問題について、米国とのような議論があつたのか。また、日米の間でどのような合意をしたのか。

二 米国内、特に連邦議会や関係業界におけるTPP反対論を抑えるための対応として、米国からどのような要求を受けているのか。また、それに対し政府としてどのように対応する方針か。

三 今後、承認要件を背景として、TPP実施法の修正や追加又は米国等との間に新たなサイドレター等が作成されることは全くないと言い切れるか。可能性の有無について答弁されたい。

右質問する。

官 報 (号 外)

別紙

衆議院議員玉木雄一郎君提出環太平洋パートナーシップ協定に係る米国の承認要件(サテライトフィケーション)に関する質問に

一から三までにつれて
対する答弁書

平成二十八年三月十七日提出
質問第一九九号

出・運搬業務及び処理業務に関する落札額はそれぞれ六千六百五十五万円、一億四千七万円であるとの回答を得た。その上で、これらの金額を政府答弁書に示された予定価格で除したところ、落札率はそれぞれ九十九・一四パーセント、九十九・九七パーセントになつた。

同様に、航空自衛隊恩納分屯基地内の旧汚水処理施設で発見されたPCB汚泥の搬出・運搬

CB汚泥約四百六十トンについて「全て適切に処理されたものと認識し、処理後の残滓物についても「適切に処理されたものと承知している」と答えていたが、いつ、誰に確認し、「適切に処理された」と認識、または「適切に処理された」と承認するに至ったのか。それについて日付及び確認先を明らかにした上で、その根拠を具体的に説明されよ。

内閣衆質一九〇第一九九号
平成二十八年三月二十九日

衆議院議員照屋寛徳君提出航空自衛隊恩納分屯基地に保管されていたP.C.B汚泥の搬出・運搬と処理に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

別紙

衆議院議員照屋寛徳君提出航空自衛隊恩納分屯基地に保管されていたP.C.B汚泥の搬出・運搬と処理に関する再質問に対する答

弁
書

る義務を履行するため必要かつ十分な内容であり、修正や追加は不要であると認識している。また、TPP協定交渉は、関税だけではなく、多くの分野について同時並行で交渉を行い、全体の分野を通じたバランスに配意し、ぎりぎりのところで合意に至つたものであり、このような経緯を十分踏まえ、慎重な対応を行うことが必要であると考えており、他のTPP協定署名国との間でTPP協定の内容を変更するような新たな文書等を作成することはない。いずれにせよ、我が国の国益を害するような対応を行うことはない。

合がおこなわれていい、との情報が私の下に寄せられてゐる。

他方、質問主意書四の②で問うたP.C.B汚泥処理後の残滓物の処理状況に対する政府の答弁は、極めて不誠実な内容となつてゐる。

P.C.B汚泥とその廃棄物は、国民の健康と生命を害し、環境を破壊する毒性の高いものであるため、保管や搬出・運搬、処理にあたつては、極めて高い安全性の確保が求められていることは、質問主意書でも指摘したとおりである。当然、処理後の残滓物も例外ではない。

以下、再質問する。

一　去る二月二十六日、私が政府答弁書受領後に防衛省へ照会したところ、旧米軍恩納通信所内での旧汚水処理施設で発見されたP.C.B汚泥の搬

二 断言できるのであれば、かかる疑念を払しょくするに十分な理由を明らかにされたい。

② 私が質問主意書四の②で問うたP.C.B汚泥処理後の残滓物の処理状況に対する政府の答弁は、「福島県いわき市に所在するひめゆり総業株式会社(以下、ひめゆり総業という)の最終処分場において適切に処理されたものと承知している」というものだつた。

① 株式会社クレハ環境において、焼却方式で処理されたP.C.B汚泥約四百六十一トンの残滓物の総量及び成分並びにひめゆり総業における処理方法を明らかにした上で、政府が右答弁で「適切に処理された」とする根拠を具体的に説明されたい。

② 政府答弁書四で、焼却方式で処理されたP

分屯基地に保管されていたP.C.B汚泥の搬出・運搬と処理に関する再質問に対する答弁書

一について

航空自衛隊恩納分屯基地（以下「恩納分屯基地」という。）内で保管していたボリ塩化ビフェニル等を含む汚泥（以下「本件汚泥」という。）を処理するに当たり、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の六第一項の規定に基づき予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方として、適正に契約を行つたところであり、御指摘の落札額及び落札率について相違はない。

また、入札の落札率が高いとの外形的事実の

平成二十一年三月三十日衆議院会議録第一千号議長の報告

みをもつて直ちに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)違反及び入札談合等闇与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成十四年法律第一百一号)第二条第五項に規定する入札談合等闇与行為として問題とすることは困難である。

二の(1)について

お尋ねの「残滓物の総量及び成分については、その全てを正確に把握することが困難であるため、お答えすることは困難であるが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十二条の三の規定に基づき最終処分が終了した旨が記入された産業廃棄物管理票によれば、本件汚泥については、株式会社クレハ環境(以下「クレハ環境」という。)により無害化処理が行われ、その「残滓物」については、ひめゆり総業株式会社の管理型最終処分場に搬入され埋立処分されたと承知している。

二の(2)について

お尋ねについて網羅的にお答えすることは困難であるが、本件汚泥の処理を委託した恩納分屯基地及び沖縄防衛局においては、当該処理を受託したクレハ環境より産業廃棄物管理票を受領した都度、本件汚泥の処理状況を確認し、最終的に受領した産業廃棄物管理票により、本件汚泥及び御指摘の「処理後の残滓物」は全て適切に処理されたことを確認している。

平成二十八年三月十七日提出

質問 第二〇〇号
保育士や介護職員を叙勲の対象とすることに関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

官報(号外)

保育士や介護職員を叙勲の対象とすることに関する質問主意書

議長の報告

三月十四日の参議院予算委員会での荒井広幸議員の質問に対し、安倍総理は「栄典の授与については、現在、菅官房長官の下で、時代の変化に対しておりまして、見直しの検討を行っているところであります。叙勲において保育士や介護職員を積極的に評価していくことについても、議員のご指摘も踏まえて検討を行っていきたいと考えております。」と答弁しています。

栄典の授与について反対するものではありませんが、勲章を将来もらえることを期待して働き続けている人がいるとは思えず、このことが保育士や介護職員不足の解消にはつながりません。

政府は保育士や介護職員を叙勲の対象として積極的に評価すれば、将来、勲章をもらえることを期待して、低賃金でも離職せずに仕事を続ける方が増えると考えているのでしょうか。政府の見解を伺います。

右質問する。

内閣衆質一九〇第二〇〇号

平成二十八年三月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員初鹿明博君提出保育士や介護職員を叙勲の対象とすることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出保育士や介護職員を叙勲の対象とすることに関する質問に對する答弁書

委員会における荒井広幸参議院議員の質問に対する

る安倍内閣総理大臣の答弁は、叙勲における保育士や介護職員に対する評価についても、現在行っている栄典の授与の中でも検討することについて述べたものであり、保育士や介護職員の職の防止等について述べたものではない。

政府としては、今後とも、保育士や介護職員の離職防止を含め、これらの人材の育成、確保、待遇改善等に総合的に取り組んでまいりたい。

〔別紙〕

平成二十八年三月十八日提出
質問 第二〇一号
放送法第一条第二号の放送の不偏不党に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠一

放送法第一条第二号の放送の不偏不党に関する質問主意書

放送法第一条第二号では、「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」が規定されている。

他方、日本国憲法第二十一条では、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」と示されており、放送法第一条第二号との整合性が問題となる。

このようないくつかの観点から、以下質問する。

一 日本国憲法第二十一条に規定される表現の自由に鑑みれば、放送法第一条第二号でいう「放送の不偏不党」の規律を放送において規定できる理由は何か。政府の見解を示されたい。

二 放送法第一条第二号でいう「放送の不偏不党」とは具体的にどのようなものか。「放送の不偏不党」の定義について、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十八年三月十八日提出
質問 第二〇二号
ハローワークの求人票の労働条件が実際と違うことにより離職の増大に繋がることに関する第三回質問主意書

提出者 仲里 利信

内閣衆質一九〇第二〇一号
平成二十八年三月二十九日
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員逢坂誠一君提出放送法第一条第二号の放送の不偏不党に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

第五十一条 第二十五条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第二十八条を削り、第三章第四節中第二十七条を第五十条とし、第二十六条を第四十九条と

する。

「第四十四条第一号」に、「第二十条第一項第一

号」を「第四十三条第一項第一号」に、「第二十三
条第一項」を「第四十六条第一項」に改め、同条

第二項中「第二十三條第一項」を「第四十六條第一項」に改め、同条を第四十八条とする。

第二十四条第一項中「第二十条第一項第一号」

を「第四十三條第一項第一号」に改め
同条を第
四十七条とする。

第二十三条第一項中「第二十条第一項第三号」を「第四十三条第一項第三号」に、「第十二条第

二項」を「第三十五条第二項」に改め、第三章第三節中同条を第四十六条とする。

三節中同条を第四十六条とする。

「条」に改め、同条を第四十五条とする。

二 前条第一項第六号に掲げる業務及びこれ
に附帯する業務並びに試験事務等

は附帯する義務立てる旨黙認を爲す

第二十条の見出しを「(業務の範囲等)」に改め、同条第一項中「第十条」を「第三十二条」に改

め、第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一號ずつ繰り下ぎ、第五号の次に次の二号

を加える。

六 サイバーセキュリティに関する講習を行うこと。

平成二十八年三月三十一日 衆議院会議録第二二

くは技術者試験事務、次条第二号において「試験事務等」という。)又はサイバーセキュリティ基盤法第三十条第一項の規定による事務」に改め、同条に次の二項を加える。

3 機構は、第一項第七号に規定する調査のうちサイバーセキュリティに関するものを行つた場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、事業者その他の電子計算機を利用する者によるサイバーセキュリティの確保のため事業者その他の電子計算機を利用する者が講すべき措置の内容を公表するものとする。

4 前項の規定による公表の方法及び手続については、経済産業省令で定める。

第二十条を第四十三条とし、第三章第一節中第十九条を第四十二条とする。

第十八条中「試験事務に関して」を「その職務上」に、「漏らして」を「漏らし、又は盗用して」に改め、同条を第四十一条とし、第十七条を第四十条とし、第十六条を第三十九条とし、第十五条を第三十八条とする。

第十四条第一項たゞし書中「第二十三条第一項」を「第四十六条第一項」に改め、第三章第一節中同条を第三十七条とし、第十三条を第三十一条とする。

第十二条第二項中「第二十条第一項第一号」を「第四十三条第一項第一号」に、「第二十三条第一項」を「第四十六条第一項」に改め、同条を第三十五条とし、第十一条を第三十四条とし、第十条の二を第三十三条规定とし、第八条から第十条までを二十二条ずつ繰り下げる。

第七条の見出しを削り、同条第二項中「独立行政法人情報処理推進機構」を「機構に、「以下試験事務」を「次項及び第四十三条第二項において

3 第十条第二項及び第十一条から第十四条までの規定は、情報処理技術者試験及び技術者試験事務について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第二十九条第二項」と、第十一條(見出しを含む。)中「支援士試験事務規程」とあるのは「技術者試験事務規程」と読み替えるものとする。

第七条中第四項から第八項までを削り、同条第九項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、第二章中同条を第二十九条とする。

第六条の次に次の二十二条及び款名を加える。

(情報処理安全確保支援士の資格)

第七条 情報処理安全確保支援士試験に合格した者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者で、経済産業省令で定めるものは、情報処理安全確保支援士となる資格を有する。

(欠格事由)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、情報処理安全確保支援士となることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

三 この法律の規定その他情報処理に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 第十九条第一項第二号又は第二項の規定について「技術者試験事務に改め、同条第三項を次のように改める。

(情報処理安全確保支援士試験)
から起算して二年を経過しない者

により登録を取り消され、その取消しの日
の款において「支援士試験」という。)は、情報
処理安全確保支援士として必要な知識及び技
能について行う。

2 経済産業大臣は、経済産業省令で定めると
ころにより、経済産業省令で定める資格を有
する者に対し、支援士試験の全部又は一部を
免除することができる。

(支援士試験事務の代行)

第十一条 経済産業大臣は、独立行政法人情報処
理推進機構(以下この節において「機構」とい
う。)に、支援士試験の実施に関する事務(以
下この款及び第四十三条第二項において「支
援士試験事務」という。)を行わせることができ
る。

2 経済産業大臣は、前項の規定により機構に
支援士試験事務を行わせるときは、その旨を
官報で公示しなければならないものとし、こ
の場合には、経済産業大臣は、支援士試験事
務を行わないものとする。

(支援士試験事務規程)

第十二条 機構は、支援士試験事務の開始前
に、支援士試験事務の実施に関する規程(次
項及び第三項において「支援士試験事務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受け
なければならない。これを変更しようとする
ときも、同様とする。

2 支援士試験事務規程で定めるべき事項は、
経済産業省令で定める。

3 経済産業大臣は、第一項の認可をした支援
士試験事務規程が支援士試験事務の適正かつ
確実な実施上不適当となつたと認めるとき

は、機構に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(支援士試験の無効等)

第十二条 経済産業大臣は、支援士試験に関する不正の行為があつた場合には、その不正行為に關係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその支援士試験を無効とすることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて支援士試験を受けることができないものとすることができる。

3 機構は、支援士試験事務の実施に関し第一項に規定する経済産業大臣の職權を行うことができる。

(受験手数料)

第十三条 支援士試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が支援士試験を受けない場合においても、返還しない。

3 機構が支援士試験事務を行うときは、第一項の規定による受験手数料は、機構に納付するものとする。この場合において、納付された受験手数料は、機構の収入とする。

(登録事項の変更の届出)

第十八条 情報処理安全確保支援士は、登録を(以下単に「登録」という。)をしたときは、申請者に同条に規定する事項を記載した情報処理安全確保支援士登録証(次条第二項及び第二十一条において「登録証」という。)を交付する。

(登録事項の変更等の手数料)

第十五条 情報処理安全確保支援士となる資格を有する者が情報処理安全確保支援士となるには、情報処理安全確保支援士登録簿に、氏名、生年月日その他経済産業省令で定める事項の登録を受けなければならない。

第十六条 情報処理安全確保支援士登録簿は、

(情報処理安全確保支援士登録簿)

経済産業省に備える。

(登録)

第十五条 情報処理安全確保支援士となる資格を有する者が情報処理安全確保支援士となるには、情報処理安全確保支援士登録簿に、氏名、生年月日その他経済産業省令で定める事項の登録を受けなければならない。

第十六条 情報処理安全確保支援士登録簿は、

(情報処理安全確保支援士登録簿)

経済産業省に備える。

が第二十四条から第二十六条までの規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて情報処理安全確保支援士の名称の使用の停止を命ずることができる。

第二十条 経済産業大臣は、登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

第二十一条 登録証の記載事項の変更を受けようとする者及び登録証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

第二十二条 経済産業大臣は、機構に、登録の実施に関する事務(第十九条の規定による登録の取消し及び命令に関する事務を除く。次条第一項及び第二項並びに第四十三条第二項において「登録事務」という。)を行わせることができ。

(登録事務の代行)

第二十三条 経済産業大臣は、機構が登録事務を行う場合における第六条、第七条、第十八条第一項、第二十条及び第二十一条の規定の適用については、これらの規定中「経済産業省」とあり、「経済産業大臣」とあり、及び「国」とあるのは、「機構」とする。

(登録の取消し等)

第二十四条 機構が行う支援士試験事務に係る処分又はその不作為については、経済産業大臣に対し審査請求をすることができる。この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第一項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

ない。

4 第一項の規定により読み替えて適用する第二十一条及び前項の規定により機構に納められた手数料は、機構の収入とする。

第二十四条 情報処理安全確保支援士は、情報処理安全確保支援士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(信用失墜行為の禁止)

第二十五条 情報処理安全確保支援士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。情報漏洩をしてはならない。

第二十六条 情報処理安全確保支援士は、経済産業省令で定めるところにより、機構の行うセイバーセキュリティに関する講習(第二十八条において単に「講習」という。)を受けなければならない。

(秘密保持義務)

第二十七条 情報処理安全確保支援士でない者は、情報処理安全確保支援士という名称を使用してはならない。

(名称の使用制限)

第二十八条 この款に定めるもののほか、支援士試験、登録、講習その他この款の規定の施行に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(経済産業省令への委任)

第二十九条 経済産業大臣は、情報処理安全確保支援士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならぬ。

(登録事務規程)

第三十条 第二項、第十一項及び第十四条の規定は、登録事務について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第二十二条」と、第十一項(見出しを含む。)中「支援士試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と読み替えるものとする。

(登録事務規程)

第三十一条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第三十二条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第三十三条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第三十四条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第三十五条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第三十六条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第三十七条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第三十八条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第三十九条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第四十条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第四十一条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第四十二条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第四十三条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第四十四条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第四十五条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第四十六条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第四十七条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第四十八条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第四十九条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第五十条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第五十一条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第五十二条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第五十三条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第五十四条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第五十五条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第五十六条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第五十七条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第五十八条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第五十九条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第六十条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第六十一条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第六十二条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第六十三条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第六十四条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第六十五条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第六十六条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第六十七条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第六十八条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第六十九条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第七十条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第七十一条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第七十二条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第七十三条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第七十四条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第七十五条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第七十六条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第七十七条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第七十八条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第七十九条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第八十条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第八十一条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第八十二条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第八十三条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第八十四条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第八十五条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第八十六条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第八十七条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第八十八条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第八十九条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第九十条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第九十一条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第九十二条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第九十三条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第九十四条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第九十五条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第九十六条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第九十七条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第九十八条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第九十九条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第一百条 第二節 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第一百一节 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第一百二节 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第一百三节 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第一百四节 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第一百五节 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第一百六节 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第一百七节 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第一百八节 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第一百九节 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第一百十节 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第一百十一节 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第一百十二节 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第一百十三节 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第一百十四节 情報処理技術者試験

(登録事務規程)

第一百十五节 情報処理技術者試験

</div

官 報 (号 外)

第一節 電子計算機利用高度化計画の

策定等

(施行期日) 附則

(情報処理の促進に関する法律)の一部改正に伴
る。第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次条並びに附則第三条、第五条及び第六条の規定は、公布の日から施行す

(情勢処理の促進に関する法律) 第二章 正しい使
う経過措置)

第二条 経済産業大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から独立行政法人情報

処理推進機構(以下「機構」という。)に第二条の

規定による改正後の情報処理の促進に関する法律(以下「新情報処理促進法」という。)第十条第

一項に規定する支援士試験事務(以下この項に

において「支援士試験事務」ということを行わせようとするときは、施行日前においても、施行日から

ら機構が支援士試験事務を行う旨を官報で公示する。

2 前項の規定による公示があつたときは、新情
することができる。

報處理促進法第十条第二項の規定による公示があつちゅうこみなす。

3 機構は、第一項の規定による公示があつたと
あつたものとみなす

きは、施行日までに、新情報処理促進法第十一
条第一項及び第二項の規定の列こより、同条第

第一項及び第二項の規定の例によつて、同様に各該一項に規定する支援士試験事務規程を定め、終

済産業大臣の認可を受けるものとする。この場合において、その認可の効力は、施行日から生

କୁଳାଳ ପରିମାଣରେ ଯଦି କିମ୍ବା ଏହାରେ କିମ୍ବା ଏହାରେ କିମ୍ବା

第三条 経済産業大臣は、施行日から機構に新規報処理促進法第二十二条に規定する登録事務

(以下この項において「登録事務」という。)を行わせようとするときは、施行日前においても、

平成二十八年三月三十一日 衆議院会議録第

2 前項の規定による公示があつたときは、新情報処理促進法第二十三条第二項において読み替えて準用する新情報処理促進法第十条第二項の規定による公示があつたものとみなす。

3 機構は、第一項の規定による公示があつたときは、施行日までに、新情報処理促進法第二十三条第二項において読み替えて準用する新情報処理促進法第十一条第一項及び第二項の規定の例により、新情報処理促進法第二十三条第二項において読み替えて準用する新情報処理促進法第十一条第一項に規定する登録事務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けるものとする。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

第四条 この法律の施行の際現に情報処理安全確保支援士という名称を使用している者については、新情報処理促進法第二十七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第五条 機構は、この法律の公布の際現に第二条の規定による改正前の情報処理の促進に関する法律第七条第二項の規定により同項に規定する試験事務を行つてゐる場合においては、施行日までに、新情報処理促進法第二十九条第三項において読み替えて準用する新情報処理促進法第十一条第一項及び第二項の規定の例により、新情報処理促進法第二十九条第三項において読み替えて準用する新情報処理促進法第十一条第一項に規定する技術者試験事務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けるものとする。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるものの

(検討) ほか、この法律の施行に関して必要な経過措置を含む。)は、政令で定める。

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新情報処理促進法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(印紙税法の一部改正)

第八条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

(二十三の二) 情報処理の促進に関する法律

第十一条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項中「第十二条第二項」を「第三十五条第二項」、「第二十三条第一項」を「第四十六条第一項」に、「第二十四条第二項」を「第四十七条第二項」に、「第二十五条第一項」を「第四十八条第一項」に改め、同条第三項中「第六条」を「第四十九条」に改める。

理由

サイバーセキュリティに対する脅威の一層の深刻化に鑑み、サイバーセキュリティの確保のために国が行う情報システムに対する不正な活動の監視及び分析等の対象を独立行政法人等に拡大するとともに、サイバーセキュリティ戦略本部の事務の一部を独立行政法人情報処理推進機構等に委託することができることとし、あわせて、当該委託

<p>(登録免許税法の一部改正)</p> <p>第九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十 五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一第三十二号(二十三)の次に次のように 加える。</p>	<p>伴(昭和四十五年 登録件数 一件につき九千円 理安全確保支援</p>	<p>三号及び第四号(業務の範囲)を「第四十三条第一項第 一項第三号及び第四号(業務の範囲等)」に改め る。</p>
<p>1 情報システムへの不正な活動に対する国に よる監視及び分析並びにサイバーセキュリ</p>	<p>に係る事務を同機構の業務とするほか、情報処理 安全確保支援士制度を創設する等の必要がある。 これが、この法律案を提出する理由である。</p>	<p>本案は、サイバーセキュリティの確保のため に国が行う情報システムに対する不正な活動の 監視及び分析等の対象を独立行政法人等に拡大 するとともに、サイバーセキュリティ戦略本部 の事務の一部を独立行政法人情報処理推進機構 等に委託することができることとし、あわせ て、当該委託に係る事務を同機構の業務とする ほか、情報処理安全確保支援士制度を創設する 等の措置を講ずるもので、その主な内容は次の とおりである。</p>

© 2013 Pearson Education, Inc.

テイに関する演習及び訓練について、国の行政機関に加えて、独立行政法人及びサイバーセキュリティ戦略本部が指定する特殊法人等をその対象とすること。

2 サイバーセキュリティ戦略本部の事務のうち、サイバーセキュリティに関する対策の基準の作成及び当該基準に基づく監査並びにサイバーセキュリティに関する重大な事象に対する原因究明のための調査に関するもの等について、国の行政機関、独立行政法人及び指定された特殊法人等を対象とすることとし、それらの事務の一部を、独立行政法人情報処理推進機構等に委託することができるることとすること。

3 情報処理安全確保支援士制度を創設し、事業者等のサイバーセキュリティの確保を支援することを業とすることを規定するとともに、情報処理安全確保支援士試験及び情報処理安全確保支援士の登録に関する規定等を整備すること。

4 その他所要の規定の整備をすること。

5 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、サイバーセキュリティの確保のために国が行う情報システムに対する不正な活動の監視及び分析等の対象を独立行政法人等に拡大するとともに、サイバーセキュリティ戦略本部の事務の一部を独立行政法人情報処理推進機構等に委託することができることとし、あわせて、当該委託に係る事務を同機構の業務とするほか、情報処理安全確保支援士制度を創設する等の措置を講ずるものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を

付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成二十八年度一般会計予算に約六千八百万円が計上されている。

右報告する。

平成二十八年三月三十日

衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遗漏なきを期すべきである。

一 内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター及び独立行政法人情報処理推進機構は、サイバーセキュリティ対策を着実に実施するために必要かつ十分な人員、予算を継続的に確保し、サイバーセキュリティ戦略を着実に実施すること。

六 この法律の施行後二年以内に、サイバーセキュリティ基本法の施行の状況及び五をはじめとした本附帯決議の対処の状況を踏まえ、サイバーセキュリティ基本法を見直す必要性について検討し、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとすること。

第一條 1 この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

(a) 「条約」とは、一千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約の締約国であるので、

次のとおり協定した。

第二條 1 この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

(a) 「条約」とは、一千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約(同条約第九十条の規定に基づいて採択される附属書並びに同条約第九十条及び第十九十四条の規定に基づいて行われる同条約又はその附属書の改正を含む。)をいう。

(b) 「航空当局」とは、日本国にあっては国土交通大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、カンボジア王国にあっては民間航空局及び同府が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいう。

(c) 「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、一方の締約国が他方の締約国に対する通

告書により当該通告書に定める路線における

み、地方公共団体のサイバーセキュリティに係る人的体制及び技術的体制の整備及び充実のため、必要な協力等を行うこと。

五 国の行政機関、独立行政法人及び指定法人の情報システムの内部における不正な活動の監視その他の当該情報システムを防御するために必要な措置を講ずるに際し、当該行政機関等が同意した場合には、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター及びその委託を受けた法人が必要な対応を行うこと。

六 この法律の施行後二年以内に、サイバーセキュリティ基本法の施行の状況及び五をはじめとした本附帯決議の対処の状況を踏まえ、サイバーセキュリティ基本法を見直す必要性について検討し、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとすること。

第七條 1 両国の領域の間の及び両国の領域を越えての航空業務を開設し、かつ、運営するため協定を締結することを希望し、

両国が一千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約の締約国であるので、

次とおり協定した。

第八條 1 この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

(a) 「条約」とは、一千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約(同条約第九十条の規定に基づいて採択される附属書並びに同条約第九十条及び第十九十四条の規定に基づいて行われる同条約又はその附属書の改正を含む。)をいう。

(b) 「航空当局」とは、日本国にあっては国土交通大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、カンボジア王国にあっては民間航空局及び同府が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいう。

(c) 「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、一方の締約国が他方の締約国に対する通

告書により当該通告書に定める路線における

航空業務に關する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右

平成二十七年三月二十日
内閣總理大臣 安倍 晋三

国会に提出する。

内閣總理大臣 安倍 晋三

二 国の行政機関、重要社会基盤事業者等をはじめとする企業等においてサイバー攻撃からの防衛を担う実践的かつ高度な専門人材の確保・育成に向け、産学官が連携して人材育成に取り組む体制を整備すること。

三 サイバーアクションの多様化等の環境変化に柔軟に対応したサイバーセキュリティ対策を適切に行なうため、インシデント発生時において緊急必要となる措置、重要社会基盤事業者等におけるインシデント情報の迅速かつ省庁横断的な共有等、サイバーセキュリティ対策の実施に係る枠組みの更なる強化に向けて必要な施設を講じること。

四 地方公共団体の扱う住民情報等の重要性に鑑

政府は、日本国とカンボジア王国との間で、定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能にするため、平成二十七年一月十四日に

航空業務の運営のために指定し、かつ、当該他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。

(d) 「領域」とは、条約第二条に定義する領域をいう。

(e) 「航空業務」、「国際航空業務」、「航空企業」及び「運輸以外の目的での着陸」とは、条約第九十六条にそれぞれ定める意味を有する。

(f) 「付表」とは、この協定の付表(第十七条の規定により改正されるものを含む。)をいう。

(g) 「特定路線」とは、付表に定める路線をいう。

(h) 「協定業務」とは、特定路線において運営される航空業務をいう。

2 付表は、この協定の不可分の一部を成すものとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、付表を含むものとする。

第二条 空企業が協定業務を開設し、かつ、運営することができるようとするため、当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許与する。

第三条 いづれの特定路線における協定業務も、前条の規定に基づいて権利を許与された締約国の選択により直ちに又は後日開始することができ。ただし、第十二条の規定に従うことを条件とし、かつ、次のことを行われた後でなければならない。

(a) 権利を許与された締約国が当該路線について又は二以上の航空企業を指定すること。

(b) 権利を許与する締約国が自國の法令に従いて該航空企業に対して適当な運営許可を与えること。当該締約国は、2及び第七条の規定が適用される場合を除くほか、遅滞なく運営許可を与えないなければならない。

1 一方の締約国が指定航空企業は、その国際航空業務に関する次の特権を享有する。

(a) 他方の締約国が領域を無着陸で横断飛行する特権

(b) 運輸以外の目的で他方の締約国が領域に着陸する特権

2 一方の締約国が指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、国際運輸の対象である旅客、貨物及び郵便物を個別に又は混載で積み卸し、及び積み込むため、他方の締約国が領域内における付表に定める当該特定路線上の地点に着陸する特権を有する。

3 2の規定は、一方の締約国が航空企業に対し、有償又は貸切りで他方の締約国が領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものとみなしてはならない。

第五条 一方の締約国がその管理の下にある空港その他施設の使用につき他方の締約国が指定航空企業に對して課し、又は課することを認める料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また、最惠国待遇を与えられた国(航空企業又は国際航空業務に從事する自國の航空企業が當該空港その他の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであつてはならない。

第六条 一方の締約国が指定期航空企業が運営する協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国が規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

第七条 一方の締約国は、他方の締約国が指定期航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該他方の締約国又は当該他方の締約国が国民に属していることが立証されない場合には、当該航空企業につき第四条1及び2に定める特権を与えて、若しくはこれらの特権を取り消す権利又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。

第八条 両締約国が指定期航空企業による協定業務の運営に当たっては、他方の締約国が指定期航空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該他方の締約国が指定期航空企業の利益が考慮されるものとす。

第九条 一方の締約国が指定期航空企業が提供する協定業務は、公衆の協定業務に対する要求に密接な関連を有するものでなければならない。

第十条 2指定期航空企業が提供する協定業務は、当該指定期航空企業を指定期した締約国が指定期航空企業による運送に向かう旅客、貨物及び郵便物の運送に対するその時期の需要及び合理的に予測されるその後の需要に適合する輸送力を合理的な利用率で供給することを第一の目的とする。当該指定期航空企業を指定期した締約国以外の国(領域内)の特定路線上の地点において積み込み、かつ、積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送については、輸送力が次の事項に関

官 報 (号 外)

連を有するものでなければならないという一般原則に従つて行う。

(a) 航空企業を指定した締約国の領域への及び当該締約国の領域からの運輸需要

(b) 直通航空路運営の要求

(c) 航空企業の路線が経由する地域の地方的及び地域的業務を考慮した上で、当該地域の運輸需要

3 両締約国が提供する協定業務に係る輸送については、前二条並びにこの条の1及び2に定める原則に従い、両締約国の航空当局の間の協議を通じて合意する。

1 いすれの協定業務に対する運賃も、運営の経費、合理的な利潤、業務の特性(例えば、速力及び設備の程度)、特定路線のいすれかの区間に於ける適用される他の航空企業の運賃その他の全ての関係要素を十分に考慮して、合理的な水準に定める。

2 1の運賃は、次の規定に従つて確定するものとし、また、各締約国の航空当局は、指定航空企業が確定された運賃を遵守することを各締約国手続の適用を通じて確保する。

(a) いすれの締約国の航空当局も、両締約国が指定航空企業に対し、当該指定航空企業が協定業務に対して課し、又は課することを予定している運賃について他の航空企業と協議を行つよう要求してはならない。

(b) 各締約国の航空当局は、特定路線の各締約国の領域から出発する片道又は往復の運送のための運賃について、予定されている運賃の適用の開始又は有効な運賃の継続を妨げる一方的な措置をとつてはならない。

(c) 各締約国の航空当局は、両締約国の指定航空企業に対し、各締約国の領域への及び当該締約国の領域からの運輸需要

始が予定されている日の三十日より前であつてはならない。

(d) 一方の締約国の航空当局は、両締約国の指定航空企業の協定業務に対する運賃に関して協力する。両締約国の航空当局が合意に達した場合には、各締約国の航空当局は、当該合意が当該各締約国の指定航空企業が適用する運賃に反映されるよう最善の努力を払う。合意に達しない場合は、運送が出发する領域における締約国の航空当局の決定による。

第十二条

一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の航空当局に対し、要請により、当該一方の締約国が指定航空企業が協定業務において当該他方の締約国へ向けて運送し、及び当該他方の締約国へ向けて運送する貨客に関する情報及び統計(当該指定航空企業が通常公表のため作成して自己の航空当局に提出するもの)を提供する。一方の締約国が他方の締約国へ向けて運送する貨客に関する情報及び統計(当該指定航空企業が通常公表のため作成して自己の航空当局に提出するもの)を提供する。

2 両締約国は、民間航空機の不法な奪取行為、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港並びに航空保安施設の安全に対するその他の不法な行為及び民間航空の安全に対する他の脅迫行為を防止するため、要請があつたときは、それぞれ自国の法令に従い相互に全ての必要な援助を提供する。

3 両締約国は、相互の関係において、国際民間航空機関により作成され、かつ、条約の附属書とされる航空保安規定が両締約国に適用される範囲内で、当該航空保安規定に従つて行動すべきである。各締約国は、自國の航空企業及び自國の領域内での空港の運営者が当該航空保安規定に従つて行動することを要求すべきである。

4 一方の締約国は、他方の締約国への入国、当該領域からの出国又は当該領域内における滞在について、自國の航空企業が当該他方の締約国により3の航空保安規定の遵守を要求されることに同意する。各締約国は、航空機を保

成することを再確認する。両締約国は、国際法に基づく権利及び義務を害することなく、特に、一千九百六十三年九月十四日に東京で署名された航空機の不法な奪取の防止に関する条約、一千九百七十年九月二十六日にハーフで署名された航空機の不法な奪取の防止に関する条約、一千九百七十年九月二十三日にモントリオールで署名された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約、一千九百八八年二月二十四日にモントリオールで署名された一千九百七十七年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する國際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書及び両締約国が締結するその他の民間航空の安全に関する条約又は議定書に従つて行動する。

2 両締約国は、民間航空機の不法な奪取行為、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港並びに航空保安施設の安全に対するその他の不法な行為及び民間航空の安全に対する他の脅迫行為を防止するため、要請があつたときは、それぞれ自国の法令に従い相互に全ての必要な援助を提供する。

3 一方の締約国が、他方の締約国がこの条の規定から逸脱したと信ずるに足りる合理的な理由を有する場合には、当該一方の締約国は、当該他方の締約国に対し協議を要請することができる。当該協議は、要請の受領の日から十五日以内に行う。協議の開始から十五日以内に満足する合意に達することができなかつたことは、当該他方の締約国が指定航空企業に対して運営許可を与える、取り消し、若しくは停止し、又はこれに条件を付するための根拠となる。緊急事態により、航空の安全を保護し、又はこの条の規定の更なる違反を防止することが正当化される場合には、当該一方の締約国は、いつでも暫定的に運営許可を与える、取り消し、若しくは停止し、又はこれに条件を付することが可能である。

4 一方の締約国は、航空施設、乗組員、航空機及び航空機の運航に関する分野において他方の締約国が維持する航空の安全に係る規制又は方

護し、並びに旅客、乗組員、機内持込手荷物、手荷物、貨物及び航空機貯蔵品を搭乗又は積込みの前及び搭乗又は積込みの間に検査するため、自國の領域内において適当な措置をとるべきである。一方の締約国は、また、特定の脅迫行為に対処するための合理的かつ特別の保安措置を求める他方の締約国からのいすれの要請に対しても好意的な考慮を払う。

5 民間航空機の不法な奪取若しくはそのおそれ又は民間航空機、その旅客若しくは乗組員、空港若しくは航空保安施設の安全に対する他の不法な行為若しくはそのおそれが生じた場合は、両締約国は、これらの行為又はそのおそれをして迅速かつ安全に終結させるため、連絡を円滑にしてことその他の適当な措置により、相互に援助する。

6 一方の締約国が、他方の締約国がこの条の規定から逸脱したと信ずるに足りる合理的な理由を有する場合には、当該一方の締約国は、当該他方の締約国に対し協議を要請することができる。当該協議は、要請の受領の日から十五日以内に行う。協議の開始から十五日以内に満足する合意に達することができなかつたことは、当該他方の締約国が指定航空企業に対して運営許可を与える、取り消し、若しくは停止し、又はこれに条件を付するための根拠となる。緊急事態により、航空の安全を保護し、又はこの条の規定の更なる違反を防止することが正当化される場合には、当該一方の締約国は、いつでも暫定的に運営許可を与える、取り消し、若しくは停止し、又はこれに条件を付することが可能である。

7 一方の締約国は、航空施設、乗組員、航空機及び航空機の運航に関する分野において他方の締約国が維持する航空の安全に係る規制又は方

第十三条

1 両締約国は、国際法に基づく権利及び義務に従い、不法な妨害行為から民間航空の安全を保護する相互の義務がこの協定の不可分の一部を

第十四条

1 一方の締約国は、航空施設、乗組員、航空機及び航空機の運航に関する分野において他方の締約国が維持する航空の安全に係る規制又は方

式が条約の附属書とされる国際標準(以下「国際標準」という。)に適合していないおそれがあると認める場合には、当該他方の締約国に対し協議を要請することができる。この協議は、要請の受領の日から三十日の期間内に開始する。当該他方の締約国は、この協議の結果、自国の航空の安全に係る規制又は方式が国際標準に適合していないことを確認した場合には、当該規制又は方式を国際標準に適合させるために必要と認められる措置をとらなければならない。当該一方の締約国は、当該他方の締約国が当該規制又は方式を国際標準に適合させるために必要と認められる措置を合理的な期間内にとらなかつたと認める場合には、国際民間航空機関事務局長に対してその旨を通報することができる。

2 一方の締約国の権限のある当局は、他方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機について、当該一方の締約国の領域内(飛行中である場合を除く。)において、かつ、当該航空機の運航を不當に遅延させることなく、当該航空機の関連書類が有効であることと、当該航空機の乗組員に免許が与えられていこと並びに当該航空機の装備品及び状態が国際標準に適合していることを確認するために、検査することができる。

3 航行の安全を確保するために必要である場合には、一方の締約国は、他方の締約国と指定期間に対する運航許可を直ちに停止し、又は変更することができる。

第十五条 両締約国は、この協定の実施に関するあらゆる事項について緊密な協力を確保するため定期的にかつしばしば協議することは、両締約国の意図するところである。

第十六条 1 この協定の解釈又は適用に関して両締約国

間に紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、両締約国間の交渉による紛争の解決に努めると認める場合には、当該他方の締約国に対し協議を要請することができる。この協議は、要請の受領の日から三十日の期間内に開始する。当該他方の締約国は、この協議の結果、自国の航空の安全に係る規制又は方式が国際標準に適合していないことを確認した場合には、当該規制又は方式を国際標準に適合させるために必要と認められる措置をとらなければならない。当該一方の締約国は、当該他方の締約国が当該規制又は方式を国際標準に適合させるために必要と認められる措置を合理的な期間内にとらなかつたと認める場合には、国際民間航空機関事務局長に対してその旨を通報することができる。

2 両締約国が交渉により紛争を解決することができなかつた場合には、紛争は、いざれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁人とこのようにして選定された二人の仲裁人が合意する第三の仲裁人(締約国の国民でない者に限る。)との三人の仲裁人から成る仲裁裁判所に決定のため付託することができる。当該第三の仲裁人は、仲裁裁判所の長として行動する。各締約国は、紛争の仲裁を要請する外交上の公文を一方の締約国が他方の締約国から受領した日から六十日の期間内に仲裁人を指名するものとし、第三の仲裁人は、その後の六十日の期間内に合意得られなかつた場合には、いざれの一方の締約国も、国際民間航空機関の理事会の議長に対し、これらの仲裁人の任命を要請することができる。

3 両締約国は、2に規定する仲裁裁判所の決定に従うことを約束する。

第十七条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

第十八条 第二十一条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

第十九条

いざれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができる。通告の写しは、国際民間航空機関に対して同時に送付する。通告があつたときは、この協定は、当該他方の締約国が通告を受領した日の後一年で終了する。ただし、通告が両締約国との間の合意により当該一年の期間の満了前に撤回された場合は、この限りでない。通告は、当該他方の締約国がその受領を確認しなかつた場合には、国際民間航空機関がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなす。

1 日本国の又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

(a) 日本国内の地点—カンボジア王国内の地点
(b) 日本国内の地点—中間の地点—カンボジア王国内の地点

注 日本国の又は二以上の指定航空企業は、自分が運送する途中降機の貨客を除くほか、第五の自由の運輸権行使することなく、航空機を運航しない航空企業としてのコードシェア業務のためにのみ、路線(b)において業務を行なうことができる。

2 カンボジア王国の又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

(a) カンボジア王国内の地点—日本国内の地点
(b) カンボジア王国内の地点—以遠の地点

注 本国内の地点—以遠の地点

3 企業は、自分が運送する途中降機の貨客を除くほか、第五の自由の運輸権行使することなく、航空機を運航しない航空企業としてのコードシェア業務のためにのみ、路線(b)において業務を行なうことができる。

注 カンボジア王国の又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務は、当該一方の締約国の領域内の一地点をその起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いざれかの又は全ての飛行に当たりその指定航空企業の選択によって省略することができます。

航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求める件(第百八十九回国会案第1三号)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

我が国政府は、カンボジアから提起された航空協定締結の要望及び近年の我が国とカンボジアとの間の人的交流の拡大を踏まえ、カンボジア政府との間で航空協定を締結するための交渉を行い、平成二十六年六月に協定案文について実質的な合意に達した。これを踏まえ、平成二十七年一月十四日にブノンバンにおいて、本協定の署名が行われた。

本協定は、我が国とカンボジアとの間及びその以遠における定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能にするための法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 両締約国の航空企業は、他方の締約国の領域を無着陸で通過することができるほか、当該他方の締約国の領域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができる。
- 2 一方の締約国は、付表に定める路線(以下「特定路線」という。)において、他方の締約国内の地点に着陸して定期的に両締約国間の貨客を運送することができるとともに、特定路線上に第三国内の地点がある場合には、定期的に当該地点と他方の締約国内の地点との間の貨客を運送することができる。
- 3 一方の締約国は、他方の締約国との空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇と同等の待遇を与えるとともに、その航空機が使用する燃料、潤滑油、部品、航空機貯蔵品等について当該他方の締約国が提供する輸送力は、貨客輸送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち当該指定航空企業を指定した締約国発着の貨客を運送することを主旨として輸送力を供給すること。

4 指定航空企業が提供する輸送力は、貨客輸送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち当該指定航空企業を指定した締約国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給すること。

5 各締約国は、自國の領域から出発する協定業務の特定路線において運営される航空業務をいう。(以下同じ。)のための運賃を認可する権利を有するが、他方の締約国から出発する協定業務のための運賃について一方的な措置をとつてはならないこと。

6 両締約国は、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港等の安全に対する不法な行為等を防止するため、適当な措置をとること。

7 一方の締約国は、他方の締約国に対し、航空の安全に関する協議を要請することができること。また、一方の締約国は、当該他方の締約国に対する検査を行うことができる。

8 両締約国は、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港等の安全に対する不法な行為等を防止するため、適当な措置をとること。

9 一方の締約国は、他方の締約国に対する検査を行うことができる。

10 両締約国は、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港等の安全に対する不法な行為等を防止するため、適当な措置をとること。

11 一方の締約国は、他方の締約国に対する検査を行うことができる。

12 両締約国は、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港等の安全に対する不法な行為等を防止するため、適当な措置をとること。

13 一方の締約国は、他方の締約国に対する検査を行うことができる。

14 両締約国は、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港等の安全に対する不法な行為等を防止するため、適当な措置をとること。

15 一方の締約国は、他方の締約国に対する検査を行うことができる。

16 両締約国は、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港等の安全に対する不法な行為等を防止するため、適当な措置をとること。

17 一方の締約国は、他方の締約国に対する検査を行うことができる。

18 両締約国は、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港等の安全に対する不法な行為等を防止するため、適当な措置をとること。

19 一方の締約国は、他方の締約国に対する検査を行うことができる。

20 両締約国は、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港等の安全に対する不法な行為等を防止するため、適当な措置をとること。

二 本件の議決理由	
アとの間の人的及び経済的な交流が更に促進されること。	本協定を締結することは、我が国とカンボジアとの間の協定の締結について承認を求める件及び同報告書
送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち当該指定航空企業を指定した締約国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給すること。	アとの間の人的及び経済的な交流が更に促進されると期待されるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。
右報告する。	平成二十八年三月三十日
衆議院議長 大島 理森殿	外務委員長 岸 信夫

航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求める件

右

平成二十七年三月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

右

航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求める件	
1 この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、	日本国政府及びラオス人民民主共和国政府は、両国の領域の間の及び両国の領域を越えての航空業務を開設し、かつ、運営するために協定を締結することを希望し、
(a) 「条約」とは、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約(同条約第九十条の規定に基づいて採択される附属書及び同条約第九十条及び第	両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約の締約国であるので、
九十四条の規定に基づいて行われる同条約又はその附属書の改正を含む。)をいう。	次のとおり協定した。
(b) 「航空当局」とは、日本国にあつては国土交通大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、ラオス人民民主共和国にあつては公共事業運輸大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい。	1 この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、
(c) 「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、一方の締約国が他方の締約国に対する通告書により当該通告書に定める路線における航空業務の運営のために指定し、かつ、当該他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいい。	2 この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、
(d) 「領域」とは、条約第一条に定義する領域をいう。	3 この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

理 由	
政府は、日本国とラオス人民民主共和国との間で、定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能にするため、平成二十七年一月十六日ビエンチャンで、航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定に署名した。よって、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。	日本国政府及びラオス人民民主共和国政府は、両国の領域の間の及び両国の領域を越えての航空業務を開設し、かつ、運営するために協定を締結することを希望し、

第四条

1 一方の締約国の航空企業は、その国際航空業務に關して次の特権を享有する。

(a) 他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権

(b) 運輸以外の目的で他方の締約国の領域に着陸する特権

2 一方の締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことの条件として、特定路線における協定業務を運営する間、国際運輸の対象である旅客、貨物及び郵便物を個別に又は混載で積み卸し、及び積み込むため、他方の締約国の領域内における付表に定める当該特定路線上の地点に着陸する特権を享有する。

3 2の規定は、一方の締約国の航空企業に対し、有償又は貸切りで他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものとみなしてはならない。

第五条

一方の締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用につき他方の締約国の指定航空企業に対して課し、又は課することを認める料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また、最惠国待遇を与えられた国の航空企業又は国際航空業務に從事する自国の航空企業が当該空港その他の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであつてはならない。

第六条

1 一方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に從事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、他方の締約国の領域の上空の飛行中に消費され、又は使用される場合を含め、当該領域内において関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除さ

れ
る

一方の締約国の指定航空企業の航空機に他方の締約国領域内において積み込まれ、かつ、協定業務において使用される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当

該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

一方の締約国の指定航空企業のために持ち込まれ、かつ、当該指定航空企業の航空機の用に

供するため他方の締約国の領域内において税関

備品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当

該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれら

に類する租税その他の課徴金を免除される。

一方の締約国は、他方の締約国が指定した航

空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該

他方の締約国又は当該他方の締約国の国民に属する二ふる二ふる立証されない場合こゝは、当該抗

していきなどが立証されない場合には、当該船舶の空企業につき第四条1及び2に定める特権を与

えず、若しくはこれらの特権を取り消す権利又

は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。

一方の締約国は、他方の締約国の指定航空企

業が第四条1及び2に定める特権を許与する当該一方の締約国の方令を遵守しなかつて場合又

語一ノの総額の注文を運営しながら、場合又はこの協定に定める条件に従つた運営をしな

かつた場合には、当該指定航空企業によるこれ

らの特権の行使を停止し 又は当該指定航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認め

る条件を付する権利を留保する。ただし、この

権利は、直ちに特権の行使を停止し、若しくは直ちにその行使につき条件を付することが当該法令に重ねて違反することを防止するために必

要である場合又は航空保安若しくは航行の安全上の理由により直ちに措置をとることが第十三条6若しくは第十四条3の規定に従つて必要である場合を除くほか、当該他方の締約国と協議した後でなければ行使することができない。

第八条 第九条

両締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の間の特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

一方の締約国の指定航空企業による協定業務の運営に当たつては、他方の締約国の指定航空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該他方の締約国の指定航空企業の利益が考慮されるものとする。

第十一条

1 両締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、公衆の協定業務に対する要求に密接な関連を有するものでなければならない。

2 指定航空企業が提供する協定業務は、当該指定航空企業を指定した締約国の領域から出発し、又は当該締約国の領域へ向かう旅客、貨物及び郵便物の運送に対するその時期の需要及び合理的に予測されるその後の需要に適合する輸送力を合理的な利用率で供給することを第一の目的とする。当該指定航空企業を指定した締約国以外の国の領域内の特定路線上の地点において積み込み、かつ、積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送については、輸送力が次の事項に連鎖を有するものでなければならぬといふ一般原則に従つて行う。

(a) 航空企業を指定した締約国の領域への及び当該締約国の領域からの運輸需要

(b) 直通航空路運営の要求

(c) 航空企業の路線が経由する地域の地方的及

び地域的業務を考慮した上で当該地域の運輸需要

両締約国の指定航空企業が提供する協定業務に係る輸送力については、前二条並びにこの条の1及び2に定める原則に従い、両締約国の航空当局の間の協議を通じて合意する。

第十一條

1 いづれの協定業務に対する運賃も、運営の経費、合理的な利潤、業務の特性(例えば、速力及び設備の程度)、特定路線のいづれかの区間にについて適用される他の航空企業の運賃その他全ての関係要素を十分に考慮して、合理的な水準に定める。

2 1の運賃は、次の規定に従つて確定するものとし、また、各締約国の航空当局は、指定航空企業が確定された運賃を遵守することを各締約国的手続の適用を通じて確保する。

(a) いづれの締約国(航空当局も、両締約国)の指定航空企業に対し、当該指定航空企業が協定業務に対して課し、又は課することを予定している運賃について他の航空企業と協議を行うよう要求してはならない。

(b) 各締約国の航空当局は、特定路線上の各締約国の領域から出発する片道又は往復の運送のための運賃を認可し、又は認可しない権利を有する。いづれの締約国(航空当局も、特定路線上の他方の締約国)の領域から出発する片道又は往復の運送のための運賃について、予定されている運賃の適用の開始又は有効な運賃の継続を妨げる一方的な措置をとつてはならない。

(c) 各締約国の航空当局は、両締約国(航空企業に対し、各締約国(の領域への又は当該領域からの運送についての許可のため、予定されている運賃を各締約国(の関係手続に従つて提出するよう要求することができる。ただ

し、この提出の期限は、当該運賃の適用の開始が予定されている日の三十日より前であつてはならない。

(d) 一方の締約国(の航空当局は、両締約国(の指定航空企業の協定業務に対する運賃に關し、他方の締約国(の航空当局に對して協議を要請をすることができる。当該協議は、その要請を受領した後三十日以内に行う。両締約国は、問題の妥当な解決のために必要な情報の入手について協力する。両締約国(の航空当局が合意に達した場合には、各締約国(の航空当局は、当該合意が当該各締約国(の指定航空企業

が適用する運賃に反映されるよう最善の努力を払う。合意に達しない場合は、運送が出发する領域における締約国(の航空当局の決定による。

第十二條

一方の締約国(の航空当局は、他方の締約国(の航空当局に對し、要請により、当該一方の締約国(の指定航空企業が協定業務において当該他方の締約国(の領域へ向けて運送し、及び当該他方の締約国(の領域から運送する貨客に関する情報及び統計(当該指定航空企業が通常公表のため作成して自己の航空当局に提出するもの)を提供する。一方の締約国(の航空当局が他方の締約国(の航空当局に提出するもの)を提供する。一方

2 両締約国は、民間航空機の不法な奪取行為、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港並びに航空保安施設の安全に対するその他の不法な行為並びに民間航空の安全に対する他の脅迫行為を防止するため、要請があつたときは、それぞれ自國の法令に従い相互に全ての必要な援助を提供する。

3 両締約国は、相互の関係において、国際民間航空機関により作成され、かつ、条約の附属書とされる航空保安規定が両締約国に適用される範囲内で、当該航空保安規定に従つて行動すべきである。各締約国は、自國の航空企業及び自國の領域内の空港の運営者が当該航空保安規定に従つて行動することを要求すべきである。

4 一方の締約国は、他方の締約国(の領域への入

航空機内で行なわされた犯罪その他ある種の行為に関する条約、千九百七十年十二月十六日にハーグで署名された航空機の不法な奪取の防止に関する条約、千九百七一年九月二十三日にモントリオールで署名された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約及び千九百八八年二月二十四日にモントリオールで署名された千九百七一年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書に従つて行動する。

5 民間航空機の不法な奪取若しくはそのおそれ又は民間航空機、その旅客若しくは乗組員、空港若しくは航空保安施設の安全に対する他の不法な行為若しくはそのおそれが生じた場合は、両締約国は、これらの行為又はそのおそれ

を迅速かつ安全に終結させるため、連絡を円滑にすることその他の適当な措置により、相互に援助する。

6

一方の締約国が、他方の締約国がこの条の規定から逸脱したと信ずるに足りる合理的な理由を有する場合には、当該一方の締約国は、当該他方の締約国に對して協議を要請することができる。当該協議は、要請の受領の日から十五日以内に行う。協議の開始から十五日以内に満足する合意に達することができなかつたことは、

当該他方の締約国(の指定航空企業に對して運営許可を与えず、取り消し、若しくは停止し、又はこれに条件を付するための根拠となる。緊急事態により、航空の安全を保護し、又はこの条の規定の更なる違反を防止することが正当化される場合には、当該一方の締約国は、いつでも暫定的に運営許可を与えず、取り消し、若しくは停止し、又はこれに条件を付すことができる。

第十三条

1 両締約国は、国際法に基づく権利及び義務に従い、不法な妨害行為から民間航空の安全を保護することを再確認する。両締約国は、国際法に基づく権利及び義務を害することなく、特に、

2 一方の締約国は、航空施設、乗組員、航空機及び航空機の運航に関する分野において他方の締約国が維持する航空の安全に係る規制又は方

式が条約の附屬書とされる国際標準(以下「国際標準」という。)に適合していないおそれがあると認める場合には、当該他方の締約国に對し協

議を要請することができる。この協議は、要請の受領の日から三十日の期間内に開始する。当該他方の締約国は、この協議の結果、自国の航空の安全に係る規制又は方式が国際標準に適合していないことを確認した場合には、当該規制又は方式を国際標準に適合させるために必要と認められる措置をとらなければならない。当該一方の締約国は、当該他方の締約国が当該規制又は方式を国際標準に適合させるために必要と認められる措置を合理的な期間内にとらなかつたと認める場合には、国際民間航空機関事務局長に対してその旨を通報することができる。

2 一方の締約国の権限のある当局は、他方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機について、当該一方の締約国の領域内（飛行中である場合を除く。）において、かつ、当該航空機の運航を不当に遅延させることなく、当該航空機の関連書類が有効であることと、当該航空機の乗組員に免許が与えられていないこと並びに当該航空機の装備品及び状態が国際標準に適合していることを確認するために、検査することができる。

3 航行の安全を確保するために必要である場合には、一方の締約国は、他方の締約国の指定航空企業に対する運営許可を直ちに停止し、又は変更することができる。

<p>2 両締約国が交渉により紛争を解決することができなかつた場合には、紛争は、いざれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁人とこのようにして選定された二人の仲裁人が合意する第三の仲裁人、締約国の国民でない者に限る。)との三人の仲裁人から成る仲裁裁判所に決定のため付託することができる。当該第三の仲裁人は、仲裁裁判所の長として行動する。各締約国は、紛争の仲裁を要請する外交上の公文を一方の締約国が他方の締約国から受領した日から六十日の期間内に仲裁人を指名するものとし、第三の仲裁人は、その後の六十日の期間内に合意されるものとする。いざれか一方の締約国が六十日の期間内に自國の仲裁人を指名しなかつた場合又は第三の仲裁人につき所定の期間内に合意が得られなかつた場合には、いざれの一方向の締約国も、国際民間航空機関の理事会の議長に対し、これらの仲裁人の任命を要請することができる。</p> <p>両締約国は、2に規定する仲裁裁判所の決定に従うことを約束する。</p>	<p>3 第十七条</p> <p>1 いづれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができます。この協議は、要請の受領の日から六十日の期間内に開始する。</p> <p>2 改正がこの協定(付表を除く。)の規定について行われる場合には、当該改正は、各締約国によりその憲法上の手續に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。</p> <p>改正が付表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国の大統領当局の間で行う。両締約国の航空当局が新たに又は修正された付表について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によつて確認された後</p>
--	--

第十九条

に効力を生ずる

第十八条

航空運送に関する一般的な多數国間条約が両約国について効力を生じた場合には、この協定は、当該多數国間条約に適合するように改正する。

定
價

向に運営する路線

(a) 日本国内の地点—ラオス人民民主共和国

(b) の地点
日本国内の地点—中間の地点—ラオス人民

民主共和国内の地点——以遠の地点
注　日本国の一又は二以上の旨定航空企業は、

日本國の「アビエイション」社製航空機
自分が運送する途中降機の貨客を除くほか、

第五の自由の運輸権を行使することなく、航空機を運航しない航空企業としてのコード

シェア業務のためにのみ、路線(b)において業務を行なうことができる。

2 ラオス人民民主共和国の一又は二以上の指定

(a) 航空企業が両方向に運営する路線
ラオス人民民主共和国内の地点—日本国内

b) の地点
ラオス人民民主共和国の地点—中間の地

点—日本国内の地点—以遠の地点

注 ロシア人民民主共和国の一又は二以上の指定航空企業は、自己が運送する途中降機の貨

客を除くほか、第五の自由の運輸権を行使することなく、航空機を運航しない航空企業と

してのコードシェア業務のためにのみ、路線
こうふー義務を手にこなさざる。

(は)において業務を行ふことができる
いづれか一方の締約国の一又は二以上の指定

航空企業が提供する協定業務は、当該一方の締約国の領域内の一地点をその起点としなければ

ならないが、特定路線上の他の地点は、いずれ
ひとつは三つ機関ごとに二つの旨を記入し、

かの又は全ての飛行に当たりその指定船を企業の選択によって省略することができる。

航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百八十九回国会案約第一四号)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

我が国政府は、ラオスから提起された航空協定締結の要望及び近年の我が国とラオスとの間の人的交流の拡大を踏まえ、ラオス政府との間で航空協定を締結するための交渉を行い、平成二十六年六月に協定案文について実質的な合意に達した。これを踏まえ、平成二十七年一月十六日にビエンチャンにおいて、本協定の署名が行われた。

本協定は、我が国とラオスとの間及びその以遠における定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能にするための法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 両締約国の航空企業は、他方の締約国の領域を無着陸で通過することができるほか、当該他方の締約国の領域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができる。

2 一方の締約国の指定航空企業は、付表に定める路線(以下「特定路線」という。)において他方の締約国内の地点に着陸して定期的に両締約国間の貨客を運送することができるとともに、特定路線上に第三国内の地点がある場合には、定期的に当該地点と他方の締約国内の地点との間の貨客を運送することができる。

3 一方の締約国は、他方の締約国の空港等の施設の使用料金につき最惠待遇及び内国民待遇と同等の待遇を与えるとともに、その航空機が使用する燃料、潤滑油、部品、航空機貯蔵品等について当該他方の締約国の関税等を免除されること。

4 指定航空企業が提供する輸送力は、貨客輸送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち当該指定航空企業を指定した締約国発着の貨客を運送することを主旨として輸送力を供給すること。

5 各締約国の航空当局は、自國の領域から出発する協定業務(特定路線において運営される航空業務をいう。以下同じ。)のための運賃を認可する権利を有するが、他方の締約国から出発する協定業務のための運賃について一方的な措置をとつてはならないこと。

6 両締約国は、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港等の安全に対する不法な行為等を防止するため、適切な措置をとること。

7 一方の締約国は、他方の締約国に対し、航空の安全に関する協議を要請することができること。また、一方の締約国のある当局は、自國の領域内において当該他方の締約国指定航空企業の航空機に対する検査を行うこと。

1 両締約国の航空企業は、他方の締約国と同様に、自國の領域内において当該他方の締約国指定航空企業の運航を停止させることができることとし、一方の締約国は、航行の安全の確保に必要な場合には、他方の締約国指定航空企業の運航を停止させることができること。

2 一方の締約国は、付表に定めた路線を具体的に定めている。

3 本協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずることになつている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づくことになつて、この協定を締結することにいたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、我が国とラオスとの間の間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

の間の人的及び経済的な交流が更に促進されことが期待されるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十八年三月三十日

衆議院議長 大島 理森殿

外務委員長 岸 信夫

社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

平成二十八年二月二十六日
内閣総理大臣 安倍 晋三

社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右
国会

第十一条 配偶者及び子

1 日本国の領域内で就労する者であつて、第七条、第八条2又は前条の規定によりフィリピンの法令のみの適用を受けるものに同行する配偶者又は子については、社会保障に関する協定の実施に関する日本国法律及び規則に定める要件を満たすことを条件として、第二条1(a)に定める日本国の年金制度に関する日本国法律は、適用しない。ただし、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この1の規定は、適用しない。

2 フィリピンの領域内で就労する者であつて、第七条、第八条2又は前条の規定により日本国法律のみの適用を受けるものに同行する配偶者又は子については、フィリピンの領域内で被用者又は自営業者として就労しないことを条件として、フィリピンの法令は、適用しない。

第十二条 強制加入

第六条、第七条、第八条2及び前条の規定は、各締約国の法令における強制加入についてのみ適用する。

第三部 給付に関する規定

第一章 日本国の給付に関する規定

1 日本国の実施機関は、日本国給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、この条の規定に基づいて給付を受ける権利を確立するため、日本国による保険期間と重複しない限りにおいて、フィリピンの法令による保険期間を考慮する。ただし、この1の規定は、死亡又は脱退を理由とする第二条1に掲げる日本国の年金制度の下での一時金については、適用しない。

2 法令による保険期間は、厚生年金保険の保険期間による保険期間に當たつては、フィリピンの規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、4に規定する理論的加入

間及びこれに対応する国民年金の保険期間として考慮する。

第十三条 障害給付及び遺族給付に関する特別規定

1 日本国の法令が、障害給付又は遺族給付(死亡を理由とする第二条1に掲げる日本国年金制度の下での一時金を除く。以下この1において同じ。)を受ける権利の確立のために初診日又は死亡日が特定の保険期間中にあることを要件として定めている場合において、初診日又は死

亡日がフィリピンの法令による保険期間にあらざり当該要件は満たされたものとみなす。ただし、国民年金の下での障害給付又は遺族給付を受ける権利がこの条の規定を適用しなくても確立される場合には、この条の規定は、厚生年金保険の下での同一の保険事故に基づく障害給付又は遺族給付を受ける権利の確立に当たつては、適用しない。

2 第五条1の規定は、初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であつた者に関する障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国領域内に通常居住していることを要件として定めた日本国法律の規定の適用を妨げるものではない。

第十四条 給付の額の計算

1 日本国の実施機関は、第十二条1又は前条1の規定の適用により日本国給付を受ける権利が確立される場合には、2から5までの規定に従うことを条件として、日本国法律に従つて当該給付の額を計算する。

2 障害基礎年金その他の保険期間にかかるわらず一定額が支給される給付に関しては、当該給付を受けるための要件が第十二条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、4に規定する理論的加入期間に対する当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間及び保険料免除期間を合算した期間の比率に基づいて計算する。

が第十二条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該定められた期間に対する厚生年金保険における保険期間の比率に基づいて計算する。

第十五条 第四条の規定の例外

第四条の規定は、日本国領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国法律の規定の適用を妨げるものではない。

第二章 フィリピンの給付に関する規定

第十六条 保険期間の通算

1 フィリピンの実施機関は、フィリピンの法令による十分な保険期間を累積していないことを認定された日の属する月の後の期間又は死亡した日の翌日の属する月から始まる期間を除く。)をいう。

4 2及び3の規定の適用上、「理論的加入期間」とは、次に掲げる期間を合算した期間(障害が

認定された日の属する月の後の期間又は死亡した日の翌日の属する月から始まる期間を除く。)をいう。

(a) 二十歳に達した日の属する月から六十歳に達した日の属する月の前月までの期間(千九百六十一年四月一日より前の期間を除く。)

(b) (a)に規定する期間と重複しない日本国法

令による保険料納付期間

(c) 障害が認定された日の属する月又は死亡し

た日の翌日の属する月の前月が(a)に規定する

期間前にある場合には、(b)に規定する期間と重複しないフィリピンの法令による保険期間

老齢厚生年金の一部である配偶者加給その他

の給付であつて、厚生年金保険における保険期間が日本国法律上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合に一定額が支給される

ものに関しては、当該給付を受けるための要件

(a) 最初に、フィリピンの法令に定める最小限の保険期間のみに基づき、当該法令により支給される最小限の給付の額を決定する。

(b) 次に、(a)に規定する最小限の給付の額に、

フィリピンの法令に定める最小限の保険期間に対する当該法令による実際の保険期間の比率を乗ずる。

第四部 雜則

第十七条 行政上の協力

- 1 両締約国の権限のある当局は、この協定の実施のために必要な行政上の措置について合意する。
- (b) この協定の実施のために連絡機関を指定する。

- (c) 自国の法令の変更(この協定の実施に影響を及ぼすものに限る)に関する全ての情報を及ぼす限り速やかに相互に通報する。

- 2 両締約国の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために必要な援助を提供する。この援助は、無償で行う。

第十八条 手数料及び認証

- 1 一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則において、当該一方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書に係る行政上又は領事事務上の手数料の免除又は軽減に関して規定する場合には、これらの規定は、この協定及び他方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書についても、適用する。
- 2 この協定及び一方の締約国の法令の適用に際して提出される文書については、外交機関又は領事機関による認証その他これに類する手続を要しない。

第十九条 連絡

- 1 この協定の実施に際し、両締約国の権限のある当局及び実施機関は、相互に、及び関係者(その居住地を問わない)に対して、日本語、英語又はフィリピン語により、直接に連絡することができる。
- 2 この協定の実施に際し、一方の締約国の権限は、両締約国間の協議により解決する。

ある当局及び実施機関は、他方の締約国の言語で作成されていることを理由として申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。

第二十条 情報の伝達及び秘密性

第二十三条 合同委員会

1 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報(この協定の実施のために必要なものに限る)を当該一方の締約国の法律及び規則に従つて他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。当該他方の締約国は、当該一方の締約国の要請により、日本国又はフィリピンのいずれかにおいて必要なものに限り、当該一方の締約国の法律及び規則により必要とされない限り、当該一方の締約国が受領するに規定する情報は、個人に関する情報の秘密の保護のための当該一方の締約国の法律及び規則により規定され使用する。

2 一方の締約国が受領するに規定する情報は、個人に関する情報の秘密の保護のための当該一方の締約国の法律及び規則により規定されは、個人に関する情報の秘密の保護のための当該一方の締約国の法律及び規則により規定され使用する。

第二十一条 申請、不服申立て及び申告の提出

- 1 一方の締約国の法令に基づく文書による給付の申請、不服申立てその他申告が他方の締約国の法令に基づく類似の申請、不服申立てその他申告を受理する権限を有する当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に対して提出された場合には、当該給付の申請、不服申立てその他申告については、その提出の日に当該一方の締約国のある当局又は実施機関に対し提出されたものとみなすものとし、当該一方の締約国の手続及び法令に従つて取り扱う。
- 2 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関に対して提出されたものとみなすものとし、当該一方の締約国と日本との間の協定により確立されるいかかる権利にも影響を及ぼすものではない。

第二十二条 意見の相違の解決

- 1 この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両締約国間の協議により解決する。
- 2 この協定の実施に際し、一方の締約国の権限は、両締約国間の協議により解決する。

1 両締約国は、両締約国の権限のある当局及び実施機関の代表者で構成される合同委員会を設置することができる。当該合同委員会は、この協定の実施状況を監視する責任を負う。当該合同委員会は、いかれか一方の締約国の要請により、日本国又はフィリピンのいずれかにおいて必要に応じて会合する。

2 1に規定する合同委員会は、両締約国の関係当局の代表者の参加を得て、第五条3又は前条に定める協議のために会合することができる。

第二十七条 有効期間及び終了

1 この協定は、無期限に効力を有する。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面によりこの協定の終了の通告を行うことができる。この場合には、この協定は、当該他方の締約国が当該通告を受けた月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。

2 この協定が1の規定に従つて終了する場合には、この協定の下で取得された給付を受ける権利及び給付の支払に関する権利は、維持される。

第二十四条 見出し

この協定中の部、章及び条の見出しへ、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十五条 効力発生前の事実及び決定

第五部 経過規定及び最終規定

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十五年十一月十九日にマニラで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
石川和秀

フィリピン共和国のために
アルバート・デル・ロサリオ

社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求める件及び同報告書

一 本件の目的及び要旨

我が国とフィリピン共和国との間では、相互に一時的に派遣される被用者等について両国との年金制度への強制加入に関する法令が二重に適用される問題及び短期間の派遣では就労地国

件を満たさないことから保険料が掛け捨てとなる問題が生じている。これらの問題が両国の企業及び国民にとつて大きな負担となつてゐることを踏まえ、政府は、これららの問題の解決を図るべく、フィリピン政府との間で、平成二十五年九月に政府間交渉を開始した。その結果、協定案文について最終的な合意に達したので、平成二十七年十一月十九日にマニラにおいて、本協定の署名が行われた。

本協定は、日本とフィリピンとの間ににおける年金制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 本協定は、日本国については、国民年金及び厚生年金保険について適用すること。
- 2 本協定は、フィリピンについては、退職障害及び死亡に係る給付に関する社会保障法、退職、障害、死亡及び遺族に係る給付に関する公務員保険機構法並びにこれらの法律による保険料納付期間等の通算に関するボタビリティ法について適用すること。
- 3 強制加入に関する法令の二重適用を回避するため、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用すること。ただし、一方の締約国の被用者又は自営業者が、派遣(第三国)の領域を経由する派遣を含む)又は自営活動の期間が五年を超えない見込みで一時的に他方の締約国において就労する場合には、一方の締約国の法令のみを適用すること。
- 4 日本国の実施機関は、日本国との給付を受けれる権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、給付を受ける権利を確立するため、日本国との法令による保険期間と重複しない限りにおいて、フィリピンの法令による保険期間を考慮すること。

5 フィリピンの実施機関は、フィリピンの法令による十分な保険期間を累積していないことを理由として給付を受ける権利を有しない者について、当該法令による保険期間と重複しない限りにおいて、日本国の法令による保険期間を考慮すること。

本協定は、両締約国が、本協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月日の月の初日に効力を生ずることになつてゐる。

國憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づ
き、国会の承認を求めるというのである。

本協定を締結することは、年金制度における二重加入の問題及び保険料掛け捨ての問題が解決することを通じ、両国間の人的交流が円滑化

以上のことは経済交流を含む両国間の関係が層緊密化することが期待されるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。
平成二十八年三月三十日

衆議院議長 外務委員長 岸 信夫
大島 理森殿

公職選挙法の一部を改正する法律案 右の議案を提出する。

不^の詰^め算^{さん}を^を出^だす
平成二十八年三月三十日

提出者
政治倫理の確立及び
公職選挙法改正に
関する特別委員長 山本
公一

— 1 —

平成二十八年三月三十日 衆議院会議録第二十号

ハ義理選挙法の一部を改正する法律

同報告書 公職選舉 三六

二百五十五条第五項中「第四十九条第八項」を
「第四十九条第九項」に改め、同項を同条第六項と
し、同条第一項の規定を削除する。

し
同条第四項の次に次の一項を加える。
第五十九条第八項において準用する同条第七

べき市町村の選挙管理委員会の委員長は投票管理者と、投票の記載をし、これを送信すべき場所及び投票を受信すべき場所は投票所と、投票

を受信すべきファクシミリ装置は投票箱とみなして、この章の規定を適用する。

改める。
第二百六十九条の二中「第七項及び第八項」を
「及び第七項から第九項まで」に改める。

第一項から第九項まで

る。第二百七十条の二中「第八項」を「第九項」に改め

(施行期日)
附 則

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一百九十七条の二の改正規定並びに次条第二項及び附則第三条の規定は、

（適用区分）
公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

第二条 この法律による改正後の公職選挙法(次

<p>項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同項の規定による閲覧を拒んだとき。</p> <p>別表都道府県の項中「及び第四項(第四十三条第二項、第四十六条第四項及び第四十九条第三項において準用する場合を含む。)」を削り、「第三項及び第四項(第五十九条第二項において準用する場合を含む。)」を及び第三項に、「から第四項まで及び第五項を「第四項から第八項まで及び第九項に」「第五十九条第一項を「第五十九条に改め、同表町村の項中「第五十九条第五項を「第五十六条第九項に改める。</p> <p>第二条 社会福祉法の一部を次のように改正する。</p>
<p>目次中「第三節 機関の設置(第三十一条第一項)」を「第三節 機関の設置(第三十一条第一項)」に、「第五十九条第一項」を「第五十九条に改め、同表町村の項中「第五十九条に改め、同表町村の項中「第五十九条第五項を「第五十六条第九項に改める。</p> <p>第二条 社会福祉法の一部を次のように改正する。</p>
<p>九条 第五十四条の四 四条の五 第五十四条の十一 え第五十五条 五十五条の二一 第五十五条の四 等 第四十七条の二一 第四十七条の七</p> <p>八 会計監査人を置く場合には、これに限る事項</p> <p>第三十一条第一項第五号中「役員」の下に「理事及び監事をいう。以下この条、次節第二款、第六章第八節、第九章及び第十章において同じ。」の定数その他役員」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。</p> <p>五 評議員及び評議員会に関する事項</p> <p>第三十一条第三項中「第一項第十二号」を「第一項第十三号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「役員」の下に「及び評議員」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。</p> <p>4 設立しようとする社会福祉法人が会計監査人設置社会福祉法人(会計監査人を置く社会福祉法人又はこの法律の規定により会計監査人を置かなければならない社会福祉法人をいう。以下同じ。)であるときは、設立当初の会計監査人は、定款で定めなければならない。 5 第一項第五号の評議員に関する事項として、理事会又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは、その効力を有しない。</p> <p>第三十一条第一項の次に次の二項を加える。</p>
<p>3 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいわう。以下同じ。)をもつて作成することができる。第三十四条の二を次のように改める。 第三十四条の二 社会福祉法人は、第三十一条第一項の認可を受けたときは、その定款をその主たる事務所及び従たる事務所に備え置かなければならない。 2 評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならぬ。 3 定款が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求 4 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)であつて当該社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求何人(評議員及び債権者を除く。)も、社会</p>

三 重要な役割を担う職員の選任及び解任
四 従たる事務所その他他の重要な組織の設置、変更及び廃止
五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備

六 第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百四十四条第一項の規定による定款の定めに基づく第四十五条の二十第一項の責任の免除

5 その事業の規模が政令で定める基準を超える社会福祉法人においては、理事会は、前項第五号に掲げる事項を決定しなければならない。(理事会の運営)

第六十五条の十四 理事会は、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事が招集する。

2 前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた理事(以下この項において「招集権者」という)以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 理事会の決議は、議決に加わることができない理事の過半数(これを上回る割合を定款で

定めた場合にあつては、その割合以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)をもつて行う。

5 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

6 理事会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事(定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合にあつては、当該理事長)及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

7 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、厚生労働省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

8 理事会の決議に参加した理事であつて第六項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

9 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第九十四条の規定は理事会の招集について、同法第九十六条の規定は理事会の決議について、同法第九十八条の規定は理事会への報告について、それぞれ準用する。この場合において、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は臚写をすることにより、当該社会福祉法人に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項の許可をすることができない。

5 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百八十七条第一項、第二百八十八条、第二百八十九条(第一号に係る部分に限る。)、第二百九十条本文、第二百九十二条(第二号に係る部分に限る。)、第二百九十二条本文、第二百九十四条及び第二百九十五条の規定は、第三項の許可について準用する。

(理事の職務及び権限等)

第六十五条の十五 社会福祉法人は、理事会の日(前条第九項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第九十六条の規定により理事会の決議があつたもののみなされた日を含む)から十年間、前条第六項

の議事録又は同条第九項において準用する同法第九十六条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録(以下この条において「議事録等」という。)をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 評議員は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができない。

3 前項各号に掲げる理事は、三月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。ただし、定款で毎会計年度に四月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。

4 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十四条、第八十五条、第八十八条(第二項を除く)、第八十九条及び第九十二条第二項の規定は、理事について準用する。この場合において、同法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、同法第八十八条の見出し及び同条第一項中「社員」とあるのは「評議員」と、「著しい」とあるのは「回復することができない」と、同法第八十九条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(理事長の職務及び権限等)

第六十五条の十七 理事長は、社会福祉法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

3 第四十五条の六第一項及び第二項並びに一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第七十八条及び第八十二条の規定は理事長について、同法第八十条の規定は民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事長の職務を代行する者について、それぞれ準

用する。この場合において、第四十五条の六第一項中「この法律又は定款で定めた役員の員数が欠けた場合」とあるのは、「理事長が欠けた場合」と読み替えるものとする。

第五款 監事

第四十五条の十八、監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及び当該社会福祉法人の職員に對して事業の報告を求め、又は当該社会福祉法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 一般社団法人及び一般財團法人に関する法

律第百条から第百三条まで、第四百四条第一項、第百五条及び第百六条の規定は、監事について準用する。この場合において、同法第二百二条(見出しを含む。)中「社員総会」とあるのは、「評議員会」と、同条中「法務省令」とあるのは、「厚生労働省令」と、同法第二百五条中「社員総会」とあるのは、「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第六款 会計監査人

第四十五条の十九、会計監査人は、次節の定めるところにより、社会福祉法人の計算書類及びその附屬明細書を監査する。この場合において、会計監査人は、厚生労働省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

第七款 役員等の損害賠償責任

(役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任)

第四十五条の二十、理事、監事若しくは会計監査人は、会計監査報告に当該監査の結果併せて記載し、又は記録しなければならない。

3 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び当該会計監査人設置社会福祉法人の職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもの

4 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人設置社会福祉法人の業務及び財産の状況の調査をすることができ

る。

5 会計監査人は、その職務を行うに當つては、次のいずれかに該当する者を使用してはならない。

一 第四十五条の二第三項に規定する者

二 理事、監事又は該当会計監査人設置社会

福祉法人の職員である者

三 会計監査人設置社会福祉法人から公認会

計士又は監査法人の業務以外の業務により

継続的な報酬を受けている者

6 一般社団法人及び一般財團法人に関する法

律第二百八条から第二百十条までの規定は、会計監査人について準用する。この場合において、同法第二百九条(見出しを含む。)中「定期社員総会」とあるのは、「定期評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第七款 役員等の損害賠償責任

(役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任)

第四十五条の二十、理事、監事若しくは会計監査人(以下この款において「役員等」という。)は、

又は評議員は、その任務を怠つたときは、社会福祉法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 理事が第四十五条の十六第四項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引によつて理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損書の額と推定する。

3 第四十五条の十六第四項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によつて社会福祉法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。

一 第四十五条の十六第四項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十四条第一項の理事

二 社会福祉法人が当該取引をすることを決定した理事

三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

4 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百十二条から第二百十六条までの規定は、

第一項の責任について準用する。この場合において、同法第二百十二条中「総社員」とあるのは、「総評議員」と、同法第二百十三条第一項中「社員総会」とあるのは、「定期評議員会」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは、「厚生労働省令」と、同号イ及びロ中「代表理事」とあるのは、「理事長」と、同条第二項及び第三項中「社員総会」とあるのは、「評議員会」と、同条第四項中「法務省令」とあるのは、「厚生労働省令」と、「社員総会」とあるのは、「評議員会」と、同法第二百四条第二項中「社員総会」とあるのは、「評議員会」と、同条第四項

議員会」と、「限る。」についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除とあるのは、「限る。」と、同条第三項中「社員」とあるのは、「評議員」と、同条第四項中「総社員(前項の責任を負う役員等であるものを除く。)の議決権」とあるのは、「総評議員」と、「議決権を有する社員が同項」とあるのは、「評議員が前項」と、同法第二百十五条第一項中「代表理事」とあるのは、「理事長」と、同条第二項及び第四項中「社員総会」とあるのは、「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

5 会員等又は評議員の第三者に対する損害賠償責任

6 会員等又は評議員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等又は評議員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

7 第四十五条の二十一、役員等又は評議員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等又は評議員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

8 第四十五条の二十一、役員等又は評議員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等又は評議員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

9 第四十五条の二十一、役員等又は評議員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等又は評議員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

10 第四十五条の二十一、役員等又は評議員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等又は評議員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

11 第四十五条の二十一、役員等又は評議員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等又は評議員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

12 第四十五条の二十一、役員等又は評議員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等又は評議員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

13 第四十五条の二十一、役員等又は評議員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等又は評議員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

14 第四十五条の二十一、役員等又は評議員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等又は評議員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

15 第四十五条の二十一、役員等又は評議員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等又は評議員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

16 第四十五条の二十一、役員等又は評議員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等又は評議員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

17 第四十五条の二十一、役員等又は評議員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等又は評議員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

18 第四十五条の二十一、役員等又は評議員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等又は評議員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

項の規定により裁判所が選任した者を除く。)が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該清算人を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の申立て若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができ

る。

3 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第七十五条第一項から第三項までの規定は、清算人及び清算法人の監事について、同法第七十五条の規定は、清算法人の評議員について、それぞれ準用する。

(清算人の代表)

議員会」と、同法第八十五条並びに第八十八条の見出し及び同条第一項中「社員」とあるのは「評議員」と、同法第八十九条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 清算人が二人以上ある場合には、清算法人の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、清算人の過半数をもつて決定する。

3 前項の場合には、清算人は、次に掲げる事項についての決定を各清算人に委任することができない。

一 従たる事務所の設置、移転及び廃止

二 第四十五条の九第十項において準用する

一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十一条第一項各号に掲げる事項

三 清算人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他清算法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備

4 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十一条から第八十五条まで、第八十八条及び第八十九条の規定は、清算人(同条の六第二項又は第三項の規定により裁判所が選任した者を除く。)の互選又は評議員会の決議によつて、清算人の中から代表清算人を定めることができ

る。

5 裁判所は、第四十六条の六第二項又は第三項の規定により裁判所が選任した者を除く。)について準用する。この場合において、同法第八十一条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第八十二条の見出し中「表見

第三項の規定により裁判所が選任した者を除く。)に適用する。この場合において、清算人を選任する場合には、清算人の中から代表清算人を定めることができる。

6 第四十六条の十七第八項の規定、前条第四項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十一条の規定及び次

十六条の十一第一項に規定する代表清算人を同条中「代表理事」とあるのは「代表清算人(社員総会の決議」とあるのは「定款」と、同法第

八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第

第四十六条の九 清算人は、次に掲げる職務を行つ。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

(清算人の職務)

第四十六条の九 清算人は、次に掲げる職務を行つ。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

以下同じ。)が清算人(清算人であつた者を含む。以下この項において同じ。)に対し、又は清算人が監事設置清算法人に対して訴え提起する場合には、当該訴えについては、監事が監事設置清算法人を代表する。

7 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第七十七条第四項及び第五項並びに第七十九条の規定は代表清算人について、同法第八十条の規定は民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算人又は代表清算人の職務を代行する者について、それぞれ準用する。

8 第四十六条の十一の次に次の十条及び二目を加える。

(清算法人についての破産手続の開始)

第四十六条の十二 清算法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

9 第四十六条の十二 清算人は、清算法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

10 清算人は、清算法人が清算法人が既に債権者に支払い、又は残余財産の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

11 第二項又は第三項の規定により清算人を選任した場合には、清算人の中から代表清算人を定めることができる。

12 第二項又は第三項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第四十六条の十三 裁判所は、第四十六条の六第二項又は第三項の規定により清算人を選任した場合には、清算法人が当該清算人に対し

て支払う報酬の額を定めることができる。こ

の場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聽かなければならぬ。
(清算人の清算法人に対する損害賠償責任)
第四十六条の十四 清算人は、その任務を怠つたときは、清算法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。
2 清算人が第四十六条の十第四項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引により清算人又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。
3 第四十六条の十第四項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十四条第一項第二号又は第三号の取引について清算法人に損害が生じたときは、次に掲げる清算人は、その任務を怠つたものと推定する。
一 第四十六条の十第四項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十四条第一項の清算人
二 清算法人が当該取引をすることを決定した清算人
三 当該取引に関する清算人会の承認の決議に賛成した清算人
4 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百十二条及び第一百六十二条第一項の規定は、第一項の責任について準用する。この場合において、同法第一百十二条中「総社員」とあるのは、「総評議員」と読み替えるものとする。ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
(清算人の第三者に対する損害賠償責任)
第四十六条の十五 清算人がその職務を行うる。清算人の第三者に対する損害賠償責任
ついて悪意又は重大な過失があつたときは、

当該清算人は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
2 清算人が、次に掲げる行為をしたときも、該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。
一 第四十六条の二十二第一項に規定する財産目録等並びに第四十六条の二十四第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
二 虚偽の登記
三 虚偽の公告
第四十六条の十六 清算人、監事又は評議員が清算法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負つ場合において、他の清算人、監事又は評議員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。
2 前項の場合には、第四十五条の二十二の規定は、適用しない。
(清算人会の権限等)
第四十六条の十七 清算人会は、全ての清算人で組織する。
2 清算人会は、次に掲げる職務を行ふ。
一 清算人会設置法人の業務執行の決定
二 清算人の職務の執行の監督
三 代表清算人の選定及び解職
4 清算人会は、清算人の中から代表清算人を選定しなければならない。ただし、他に代表清算人があるときは、この限りでない。
3 清算人会は、清算人会設置法人の業務執行する場合を除き、同条の訴えについて清算人会設置法人を代表する者を定めることができる。
8 第四十六条の十第四項において読み替える。
9 第七項各号に掲げる清算人は、三月に一回以上、自己的職務の執行の状況を清算人会に報告しなければならない。ただし、定期で毎会計年度に四月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。

所が代表清算人を定めたときは、清算人会は、代表清算人を選定し、又は解職することができない。
6 清算人会は、次に掲げる事項その他的重要な業務執行の決定を清算人に委任することができない。
4 清算人会は、各清算人が招集する。ただし書の規定により定められた清算人(以下この項及び次条第二項において「招集権者」という)以外の清算人は、招集権者に対し、清算人会の目的である事項を示して、清算人会を定款又は清算人会で定めたときは、その清算人が招集する。
5 清算人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他清算人の業務の適正を確保するためには、必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備
7 次に掲げる清算人は、清算人会設置法人の業務を執行する。
1 代表清算人
2 代表清算人以外の清算人であつて、清算人会の決議によつて清算人会設置法人の業務を執行する清算人として選定されたもの
3 前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を清算人会の日とする清算人会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした清算人は、清算人会を招集することができる。
4 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第九十四条の規定は、清算人会設置法人における清算人会の招集について準用する。この場合において、同条第一項中「各理事及び各監事」とあるのは「各清算人(監事設置清算法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十六条の十一第六項に規定する監事設置清算法人をいう。次項において同じ。)にあつては、各清算人及び各監事)」と、同条第二項中「理事及び監事」とあるのは「清算人(監事設置清算法人にあつては、清算人及び監事)」と読み替えるものとする。

10 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第九十二条の規定は、清算人会設置法人について準用する。この場合において、同条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、「理事会」とあるのは「清算人会」と読み替えをものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
2 前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた清算人(以下この項及び次条第二項において「招集権者」という)以外の清算人は、招集権者に対し、清算人会の目的である事項を示して、清算人会を定款又は清算人会で定めたときは、その清算人が招集する。
3 前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた清算人(以下この項及び次条第二項において「招集権者」という)以外の清算人は、招集権者に対し、清算人会の目的である事項を示して、清算人会を定款又は清算人会で定めたときは、その清算人が招集する。
4 清算人会は、各清算人が招集する。ただし書の規定により定められた清算人(以下この項及び次条第二項において「招集権者」という)以外の清算人は、招集権者に対し、清算人会の目的である事項を示して、清算人会を定款又は清算人会で定めたときは、その清算人が招集する。
5 清算人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他清算人の業務の適正を確保するためには、必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備
6 清算人会は、各清算人が招集する。ただし書の規定により定められた清算人(以下この項及び次条第二項において「招集権者」という)以外の清算人は、招集権者に対し、清算人会の目的である事項を示して、清算人会を定款又は清算人会で定めたときは、その清算人が招集する。
7 次に掲げる清算人は、清算人会設置法人の業務を執行する。
1 代表清算人
2 代表清算人以外の清算人であつて、清算人会の決議によつて清算人会設置法人の業務を執行する清算人として選定されたもの
3 前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を清算人会の日とする清算人会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした清算人は、清算人会を招集することができる。
4 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第九十四条の規定は、清算人会設置法人における清算人会の招集について準用する。この場合において、同条第一項中「各理事及び各監事」とあるのは「各清算人(監事設置清算法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十六条の十一第六項に規定する監事設置清算法人をいう。次項において同じ。)にあつては、各清算人及び各監事)」と、同条第二項中「理事及び監事」とあるのは「清算人(監事設置清算法人にあつては、清算人及び監事)」と読み替えるものとする。

請求があつた場合について準用する。

5
一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第九十五条及び第九十六条の規定は、清算人会設置法人における清算人会の決議について準用する。この場合において、同法第九十五条第三項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、「理事」とあるのは「清算人(

4 第一項の規定による請求を行つた評議員は、当該請求に基づき招集され、又は前項において準用する前条第三項の規定により招集した清算人会に出席し、意見を述べることができることが

(理事等に関する規定の適用)

第四十六条の二十一、清算法人については、第三十一条第五項、第四十条第二項、第四十三条第三項、第四十四条第二項、第三二節第三款（第四十五条の十二を除く。）及び同節第五款の規定中理事又は理事会に関する規定は、そ

に掲げる清算人は、その就任後遅滞なく、清算法人の財産の現況を調査し、厚生労働省令で定めるところにより、第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた日ににおける財産目録及び貸借対照表（以下この条及び次条において「財産目録等」という。）を作

官 報 (号 外)

- (評議員による招集の請求)
第四百四十六条の十九　清算人会設置法人（監事設置清算法人を除く。）の評議員は、清算人が清算人会設置法人の目的的範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれららの行為をするおそれがあると認めるときは、清算人会の招集を請求することができる。

前項の規定による請求は、清算人（前条第

一項ただし書に規定する場合にあつては、招集権者）に対し、清算人会の目的である事項を示して行わなければならない。

前条第三項の規定は、第一項の規定による

- ときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
一 議事録等が電磁的記録をもつて作成され
ているときは、当該電磁的記録に記録され
た事項を厚生労働省令で定める方法により
表示したものの閲覧又は謄写の請求
債権者は、清算人又は監事の責任を追及す
るため必要があるときは、裁判所の許可を得
て、議事録等について前項各号に掲げる請求
をすることができる。

4 裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写
をすることにより、当該清算人会設置法人に
著しい損害を及ぼすおそれがあると認めたと
きは、同項の許可をすることができない。

- 法律第四十五号)第四十六条の六第七項に規定する清算人会設置法人をいう。)においては、当該事項の決定は、清算人会の決議によらなければならない」と、同項第三号及び同法)と、「とあるのは、」とあるのは「とあるのは」と、第四十五条の十八第三項中「第一百四条第一項、第一百五条」とあるのは「第一百五条とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三目 財産目録等

(財産目録等の作成等)

- (貸借対照表等の作成及び保存)
第四十六条の二十四 清算法人は、厚生労働省令で定めるところにより、各清算事業年度(第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた日の翌日又はその後毎年その日に応当する日(応当する日がない場合につては、その前日)から始まる各一年の期間をいう。)に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

前項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもつて作成することができます。

卷之三 財政一章

第四十六条の二十二 清算人（清算人会設置法）
人につては、第四十六条の十七第七項各号

卷之三

らの附属明細書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

「合併」の下に「(合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。)」を加える。

第四十七条の四から第四十七条の七までを削り、第四十七条の三を第四十七条の五とし、第四十七条の二を第四十七条の四とし、第四十七条の次に次の目名及び二条を加える。

第六目 清算事務の終了等

(清算事務の終了等)

(清算事務が終了)

第四十七条の二 清算法人は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、決算報告を作成しなければならない。

2 清算人会設置法人においては、決算報告は、清算人会の承認を受けなければならぬ。

3 清算人は、決算報告(前項の規定の適用がある場合にあつては、同項の承認を受けたもの)を評議員会に提出し、又は提供し、その承認を受けなければならない。

4 前項の承認があつたときは、任務を怠つたことによる清算人の損害賠償の責任は、免除されたものとみなす。ただし、清算人の職務の執行に關し不正の行為があつたときは、この限りでない。

(清算事務の保存)

第四十七条の三 清算人(清算人会設置法人にあつては、第四十六条の十七第七項各号に掲げる清算人)は、清算法人の主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時から十年間、清算法人の帳簿並びにその事業及び清算に関する重要な資料(以下この条において「帳簿資料」という。)を保存しなければならない。

2 裁判所は、利害関係人の申立てにより、前項の清算人に代わつて帳簿資料を保存する者

を選任することができる。この場合においては、同項の規定は、適用しない。

3 前項の規定により選任された者は、清算法人の主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。

4 第二項の規定による選任の手続に関する費用は、清算法人の負担とする。

第五十条 第二項中「第四十七条の五及び第四十七条の六」を「第四十六条の十三」に改め、同条を第四十七条の六とし、同条の次に次の一条、款名及び目名を加える。

(準用規定)

(準用規定)

第四十七条の七 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百八十七条第一項、第二百八十八条、第二百八十九条(第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る)、第二百九十条、第二百九十二条(第二号に係る部分に限る)、第二百九十二条、第二百九十三条(第一号及び第四号に係る部分に限る)、第二百九十四条及び第二百九十五条の規定は、社会福祉法人の解散及び清算について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(準用規定)

第四十七条の三 清算人(清算人会設置法人に

あつては、第四十六条の十七第七項各号に掲げる清算人)は、清算法人の主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時から十年間、清算法人の帳簿並びにその事業及び清算に関する重要な資料(以下この条において「帳簿資料」という。)を保存しなければならない。

2 裁判所は、利害関係人の申立てにより、前項の清算人に代わつて帳簿資料を保存する者

(吸収合併契約)

第四十九条 社会福祉法人が吸収合併(社会福

祉法人が他の社会福祉法人とする合併であつて、合併により消滅する社会福祉法人の権利

義務の全部を合併後存続する社会福祉法人に承継させるものをいう。以下この目及び第百三十三条第十一号において同じ。)をする場合

には、吸収合併契約において、吸収合併後存

続する社会福祉法人(以下この目において「吸

収合併後存続社会福祉法人」という。)及び吸

合併により消滅する社会福祉法人(以下この

目ににおいて「吸収合併消滅社会福祉法人」とい

う。)の名称及び住所その他厚生労働省令で定

める事項を定めなければならない。

(吸収合併の効力の発生等)

第五十条 社会福祉法人の吸収合併は、吸収合併存続社会福祉法人の主たる事務所の所在地において合併の登記をすることによつて、そ

の効力を生ずる。

2 吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日に、吸収合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務(当該吸収合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

3 吸収合併は、所轄庁の認可を受けなけれ

ば、その効力を生じない。

4 第三十二条の規定は、前項の認可について準用する。

(吸収合併契約の承認)

第五十二条 吸収合併消滅社会福祉法人は、評

議員会の決議によつて、吸収合併契約の承認

を受けなければならない。

(債権者の異議)

第五十三条 吸収合併消滅社会福祉法人は、第

五十一条第三項の認可があつたときは、次に掲

げる事項を官報に公告し、かつ、判明してい

る債権者は、各別にこれを催告しなければ

ならない。ただし、第四号の期間は、二月を

下ることができない。

2 吸収合併をする旨

二 吸収合併存続社会福祉法人の名称及び住

所

(新設合併の効力の発生等)

第五十四条の六 新設合併設立社会福祉法人は、その成立の日に、新設合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務(当該新設合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む)を承継する。

2 新設合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第三十二条の規定は、前項の認可について準用する。

(新設合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第五十四条の七 新設合併消滅社会福祉法人は、次条の評議員会の日の二週間前の日(第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)から新設合併設立社会福祉法人の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 新設合併消滅社会福祉法人の評議員及び債権者は、新設合併消滅社会福祉法人に対し、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併消滅社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求

又はその事項を記載した書面の交付の請求

(新設合併契約の承認)

第五十四条の八 新設合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。

(債権者の異議)

第五十四条の九 新設合併消滅社会福祉法人は、第五十四条の六第二項の認可があつたときは、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、二月を下ることができない。

一 新設合併をする旨

二 他の新設合併消滅社会福祉法人及び新設合併設立社会福祉法人の名称及び住所

三 新設合併消滅社会福祉法人の計算書類に関する事項として厚生労働省令で定めるもの

(設立の特則)

第五十四条の十 第三十二条、第三十三条及び第三十五条の規定は、新設合併設立社会福祉法人の設立については、適用しない。

2 新設合併設立社会福祉法人の定款は、新設合併消滅社会福祉法人が作成する。この場合においては、第三十一条第一項の認可を受けることを要しない。

(新設合併に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第五十四条の十一 新設合併設立社会福祉法人は、その成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立社会福祉法人が承継した新設合併消滅社会福祉法人の権利義務その他の新設合併に関する事項として厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 新設合併設立社会福祉法人は、その成立の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録及び新設合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 新設合併設立社会福祉法人の評議員及び債権者は、新設合併設立社会福祉法人に対し、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併設立社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求

又はその事項を記載した書面の交付の請求

(新設合併契約の承認)

第五十四条の八 新設合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。

(債権者の異議)

第五十四条の九 新設合併消滅社会福祉法人は、第五十四条の六第二項の認可があつたときは、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、二月を下ることができない。

一 新設合併をする旨

二 他の新設合併消滅社会福祉法人及び新設合併設立社会福祉法人の名称及び住所

三 新設合併消滅社会福祉法人の計算書類に

(社会福祉充実計画の承認)

第五十五条の二 社会福祉法人は、毎会計年度において、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該会計年度の前会計年度の末日(同号において「基準日」という。)において現に行つてある社会福祉事業若しくは公益事業(以下この項及び第三項第一号において

官 報 (号外)

<p>「既存事業」という。)の充実又は既存事業以外の社会福祉事業若しくは公益事業(同項第一号において「新規事業」という。)の実施に関する計画(以下「社会福祉充実計画」という。)を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、当該会計年度前の会計年度において作成した第十一項に規定する承認社会福祉充実計画の実施期間中は、この限りでない。</p> <p>一 当該会計年度の前会計年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額</p> <p>二 基準日において現に行つてゐる事業を継続するため必要な財産の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額</p> <p>三 社会福祉充実計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 既存事業(充実する部分に限る。)又は新規事業(以下この条において「社会福祉充実事業」という。)の規模及び内容</p> <p>二 社会福祉充実事業を行ふ区域(以下この条において「事業区域」という。)</p> <p>三 社会福祉充実事業の実施に要する費用の額(第五項において「事業費」という。)</p> <p>四 第一項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除して得た額(第五項及び第九項第一号において「社会福祉充実残額」という。)</p> <p>五 社会福祉充実計画の実施期間</p> <p>六 その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>4 社会福祉法人は、前項第一号に掲げる事項の記載に当たつては、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事業の順にその実</p>	<p>施について検討し、行う事業を記載しなければならない。</p> <p>一 社会福祉事業又は公益事業(第二条第四項第四号に掲げる事業に限る。)</p> <p>二 公益事業(第二条第四項第四号に掲げる事業を除き、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するものに限る。第六項及び第九項第三号において「地域公益事業」という。)</p> <p>三 公益事業(前二号に掲げる事業を除く。)</p> <p>5 社会福祉法人は、社会福祉充実計画の作成に当たつては、事業費及び社会福祉充実残額について、公認会計士、税理士その他財務に関する専門的な知識経験を有する者として厚生労働省令で定める者の意見を聽かなければならぬ。</p> <p>6 社会福祉法人は、地域公益事業を行う社会福祉充実計画の作成に当たつては、当該地域公益事業の内容及び事業区域における需要について、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聽かなければならない。</p> <p>7 社会福祉充実計画は、評議員会の承認を受けなければならない。</p> <p>三 社会福祉充実事業の実施に要する費用の額(第五項において「事業費」という。)</p> <p>四 第一項の承認を受けた社会福祉法人は、同項の承認があつた社会福祉充実計画(次条第一項の変更の承認があつたときは、その変更後のもの。同項及び第五十五条の四において「承認社会福祉充実計画」という。)に従つて事業を行わなければならない。</p> <p>5 所轄庁は、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成及び円滑かつ確実な実施に関する意見を聽かなければならない。</p> <p>6 社会福祉法人は、所轄庁に提出して、その承認を受けた場合において、当該申請に係る社会福祉充実計画の変更(社会福祉充実計画の変更)</p> <p>第七十五条の二 前条第一項の承認を受けた社会福祉法人は、承認社会福祉充実計画の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めることにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>7 所轄庁は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る社会福祉充実計画が、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。</p> <p>8 所轄庁は、社会福祉法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。</p> <p>9 所轄庁は、第一項の承認があつた場合において、当該申請に係る社会福祉充実計画が、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合するものとする。</p> <p>10 所轄庁は、社会福祉充実計画が前項第二号及び第三号に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対して、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>11 第一項の承認を受けた社会福祉法人は、同項の承認があつた社会福祉充実計画(次条第一項の変更の承認があつたときは、その変更後のもの。同項及び第五十五条の四において「承認社会福祉充実計画」という。)に従つて事業を行わなければならない。</p> <p>12 第四十五条の二十四 社会福祉法人は、厚生労働省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならない。</p> <p>13 第四十五条の二十四 社会福祉法人は、厚生労働省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならない。</p> <p>14 第四十五条の二十四 社会福祉法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。</p> <p>15 第四十五条の二十四 社会福祉法人は、会計帳簿の閲覧等の請求</p> <p>16 第四十五条の二十四 評議員は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。</p>
--	--

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

(会計帳簿の提出命令)
第四十五条の二十六 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができ

第三款 計算書類等

(計算書類等の作成及び保存)

第四十五条の二十七 社会福祉法人は、厚生労働省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類(貸借対照表及び収支計算書をいう。以下この款において同じ。)及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

4 社会福祉法人は、計算書類を作成した時から十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

第四十五条の二十八 前条第二項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監

査を受けなければならない。

2 前項の規定にかかるわらず、会計監査人設置社会福祉法人においては、次の各号に掲げるものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を受けなければならない。

一 前条第二項の計算書類及びその附属明細書監事及び会計監査人

二 前条第二項の事業報告及びその附属明細書監事及び会計監査人

三 第一項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。

(計算書類等の評議員への提供)

第四十五条の二十九 理事は、定期評議員会の招集の通知に際して、厚生労働省令で定めるところにより、評議員に対し、前条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告並びに監査報告(同条第二項の規定の適用がある場合にあつては、会計監査報告を含む。)を提供しなければならない。

(計算書類等の定期評議員会への提出等)

第四十五条の三十 理事は、第四十五条の二十八第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告を定期評議員会に提出し、又は提供しなければならない。

2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定期評議員会の承認を受けなければならぬ。

3 理事は、第一項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を定期評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人設置社会福祉法人の特別)

第四十五条の三十一 会計監査人設置社会福祉法人については、第四十五条の二十八第三項

の承認を受けた計算書類が法令及び定款に従い社会福祉法人の財産及び収支の状況を正しく表示しているものとして厚生労働省令で定める要件に該当する場合には、前条第二項の規定は、適用しない。この場合においては、理事は、当該計算書類の内容を定期評議員会に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかるわらず、会計監査人設置社会福祉法人においては、次の各号に掲げるものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を受けなければならない。

一 前条第二項の計算書類及びその附属明細書監事をもつて作成されることは、当該書面又は当該書面の写しのときは、当該書面又は当該書面の写しの

閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 計算書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電化された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

2 社会福祉法人は、計算書類等の写しを、定期評議員会の日の二週間前の日(第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第百九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)から五年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

2 社会福祉法人は、計算書類等の写しを、定期評議員会の日の二週間前の日(第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第百九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)から五年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定期評議員会の承認を受けなければならぬ。

3 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

(計算書類等の監査等)

ことができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

2 前項の規定にかかるわらず、会計監査人設置社会福祉法人においては、次の各号に掲げる請求をするには、当該社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 計算書類等が書面をもつて作成されることは、当該書面又は当該書面の写しのときは、当該書面又は当該書面の写しの

閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 計算書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電化された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

2 社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

2 社会福祉法人は、計算書類等が書面をもつて作成されることは、当該社会福祉法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定期評議員会の承認を受けなければならぬ。

3 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

(計算書類等の提出命令)

ことができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

2 前項の規定にかかるわらず、会計監査人設置社会福祉法人においては、次の各号に掲げる請求をするには、当該社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 計算書類等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの

閲覧の請求

二 計算書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

三 計算書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

2 社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

2 社会福祉法人は、計算書類等が書面をもつて作成されることは、当該社会福祉法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定期評議員会の承認を受けなければならぬ。

3 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

(計算書類等の提出命令)

官 報 (号 外)

年度終了後三月以内に(社会福祉法人が成立した日の属する会計年度にあつては、当該成立した日以後遅滞なく)、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、当該書類を五年間その主たる事務所に、その写しを三年間その従たる事務所に備え置かなければならない。

評議員以外の者から同項各号に掲げる請求があつた場合には、役員等名簿に記載され、又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除外して、同項各号の閲覧をさることにござります。

第三十二条の規定は、前項の認可について準用する。

に掲げる業務を行うために必要な情報の提供を求めることができる。

二、役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。第四項において同じ。)

三
報酬等(報酬) 賞与その他の職務遂行の
対価として受ける財産上の利益及び退職手
当をいう。次条及び第五十九条の二第一項
第二号において同じ。)の支給の基準を記載
この項目

四 事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類

二で作成することができる。

つでも、財産目録等について、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該社会福祉法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 財産目録等が書面をもつて作成されてい
るときは、当該書面又は当該書面の写しの
閲覧の請求

賄産目録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもののが閲覧の請求前項の規定にかかわらず、社会福祉法人は、役員等名簿について当該社会福祉法人の

3 第三十二条の規定は、前項の認可について
は記録された事項中、個人の住所に係る記載
又は記録の部分を除外して、同項各号の閲覧
をさせることができる。

4 社会福祉法人は、第二項の厚生労働省令で
定める事項に係る定款の変更をしたときは、
遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければな
らない。

5 財産目録等が電磁的記録をもつて作成され
ている場合であつて、その従たる事務所にお
ける第三項第二号に掲げる請求に応じることと
を可能とするための措置として厚生労働省令
で定めるものをとつては、社会福祉法人につ
いての第一項の規定の適用については、同項
中「主たる事務所に、その写しを三年間その
従たる事務所」とあるのは、「主たる事務所」
とする。

(報酬等)

第四十五条の三十五 社会福祉法人は、理事、
監事及び評議員に対する報酬等について、厚
生労働省令で定めるところにより、民間事業
者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社
会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮
して、不當に高額なものとならないよう支
給の基準を定めなければならない。

2 前項の報酬等の支給の基準は、評議員会の
承認を受けなければならない。これを変更し
ようとするときも、同様とする。

3 社会福祉法人は、前項の承認を受けた報酬
等の支給の基準に従つて、その理事、監事及
び評議員に対する報酬等を支給しなければな
らない。

第五節 定款の変更

第四十五条の三十六 定款の変更は、評議員会
によるものである。

第七十七条第二項中「電子情報処理組織を使
用する方法その他の情報通信の技術を利用する
方法であつて厚生労働省令で定めるもの」を「電
磁的方法」に改める。

第九十三条第四項を同条第五項とし、同条第
三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を
「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条
第一項の次に次の二項を加える。

2 都道府県知事は、前項の申請をした者が職
業安定法昭和二十一年法律第百四十一号)第
三十三条第一項の許可を受けて社会福祉事業
等従事者につき無料の職業紹介事業を行う者
でないときは、前項の規定による指定をして
はならない。

第六号中「就業」を「その就業の促進に関する情報
の提供、相談その他」に改め、同号を同条第七
号とし、同条第五号の次に次の二号を加える。

六 社会福祉事業等に従事しようとする者に
ついて、無料の職業紹介事業を行うこと。
第九十五条の見出しを「(関係機関等との連
携)」に改め、同条中「前条に規定する」を「前条
各号に掲げる」に改め、「当たつては」の下に
「地方公共団体、公共職業安定所その他の関係
機関及び」を加え、同条の次に次の二条を加え
る。

の決議によらなければならない。
2 定款の変更(厚生労働省令で定める事項に
係るもの)を除く)は、所轄庁の認可を受けな
ければ、その効力を生じない。

(情報の提供の求め)
第九十五条の二 都道府県センターは、都道府
県その他の官公署に対し、第九十四条第七号

に掲げる業務を行うために必要な情報の提供を求めることができる。

第九十七条中「第九十四条に規定する」を「第
九十四条各号に掲げる」に改める。

第九十八條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第

号中「第九十四条に規定する」を「第九十四条各条において「指定」といふ」】を削り 同項第一

号に掲げる」に改め、同項を同条第一項とし、

同条に第一項として次の二項を加える。

都道府県知事は、都道府県セニタリが次の各号のいずれかに該当するときは、第九十三

条第一項の規定による指定(以下この条にお

いて「指定」という。)を取り消さなければなら
ない。

一 第九十四条第六号に掲げる業務に係る無

料の職業紹介事業につき、職業安定法第三

二 業業安定法第三十三条第三項に規定する
十三条第一項の許可を取り消されたとき。

許可の有効期間(当該許可の有効期間につ

いて、同条第四項において準用する同法第三二二条の六第二項の規定による行方不明

三十二条の六第二項の規定による更新を受けたときにつては、当該更新を受けた許

可の有効期間)の満了後、同法第三十三条规定

第四項において準用する同法第三十二条の六第二項に規定する許可の有効期間の再延長

六第二項に規定する請求の有效期間の更新を受けていないとき。

第一百一条中「第九十三条第二項から第四項ま

で」を「第九十三条第三項から第五項まで、第九

九十三条第三項】に、「前項」を「第一項」に、「第

九十七条」を「第九十五条の四中「第九十四条各

号」とあるのは「第一百條各号」と第九十七条に改める。

五百三十九

で」を「第九十三条第三項から第五項まで、第九

五百三十三条の五 第百三十条の三第一項第二号に掲げる者が法人であるときは、同項の規定は、その行為をした会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の職務を行うべき者に対し適用する。

五百三十条の六 第九十五条の四(第一百一条及び第一百六条において準用する場合を含む。)又は第九十五条の五第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

五百三十三条を次のように改める。

五百三十三条 評議員、理事、監事、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された評議員、理事、監事若しくは清算人の職務を代行する者、第一百三十条の二第一項第三号に規定する一時評議員、理事、監事若しくは理事長の職務を行うべき者、同項第二項第三号に規定する一時清算人若しくは清算法人の監事の職務を行うべき者、同項第四号に規定する一時代表清算人の職務を行うべき者、同項第五号に規定する一時清算法人の評議員の職務を行なうべき者又は第一百三十条の三第一項第二号に規定する一時会計監査人の職務を行なうべき者は、次のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律に基づく政令の規定による登記をする 것을怠ったとき。

二 第四十六条の十二第一項、第四十六条の三十第一項、第五十三条第一項、第五十四条の三第一項又は第五十四条の九第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

三 第三十四条の二第二項若しくは第三項、第四十五条の十一第一項、第四十五条の十九第三項若しくは第三項、第四十五条の十九第三項、第四十五条の二十五、第四十五条の三十二第三項若しくは第四項、第四十五条の三十四第三項、第四十六条の二十第二項若しくは第三項、第四十六条の二十六第二項、第五十一条第二項、第五十四条第二項、第五十五条の三十四第一項、第五十六条的二十第一項、第四十六条の二十六第一項、第五十二条第一項、第五十四条的第一項、第五十四条的四第二項、第五十四条的七第一項若しくは第五十四条的十一第一項、第五十四条的九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に關する法律第百九十四条第三項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもののが閲覧者しらば譲り又は書類の譲本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

四 第四十五条の三十六第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 定款、議事録、財産目録、会計帳簿、貸借対照表、収支計算書、事業報告、事務報告、第四十五条の二十七第二項若しくは第四十五条の二十四第一項の附属明細書、監査報告、会計監査報告、決算報告又は第五十条第一項、第五十四条第一項、第五十四条の四第一項、第五十四条の七第一項若しくは第五十四条の十一第一項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

六 第三十四条の二第一項、第四十五条の十一第一項若しくは第三項、第四十五条の十九第三項、第四十五条の二十五、第四十五条の三十二第三項若しくは第二項、第四十五条の三十四第一項、第五十六条的二十第一項、第四十六条の二十六第一項、第五十二条第一項、第五十四条的第一項、第五十四条的四第二項、第五十四条的七第一項若しくは第五十四条的十一第一項、第五十四条的九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に關する法律第百九十四条第二項の規定に違反して、帳簿又は書類若しくは電磁的記録を備え置かなかつたとき。

七 第四十六条の二第二項又は第四十六条の十二第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

八 清算の結了を遅延させる目的で、第四十条の三十第一項の期間を不当に定めたとき。

九 第四十六条の三十一第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

十 第四十六条の三十三の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

十一 第五十三条第三項、第五十四条の三第三項又は第五十四条の九第三項の規定に違反して、吸収合併又は新設合併をしたとき。

十三条 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「障害児入所施設」を削り、同項第四号を削り、同項第三号を同項第四号とし、同項第一号の二中「認可」を「設置の認可」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同条第二項第一号中「第三十四条の三第二項の規定による届出がされた障害児通所支援事業」の二号を加える。

一 児童福祉法第三十四条の三第二項の規定による届出がされた障害児通所支援事業の二号を加える。

二 児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けた障害児入所施設

第八条第一項中「次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合」を「百分の六十」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「十九年以下である」を「十五年以下である」に改め、同項第一号中「百分の七十二」を「百分の八十」に改め、同項第二号中「十九年」を「十五年」に、「百分の七十九・一」を「百分の八十八」に改め、同項第三号第一号中「百分の九十」を「百分の百」に改め、同項第二号中「二十年」を「十五年」に、「百分の九十九・一」を「百分の百十」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 十六年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百六十

第八条第三項に次の三号を加える。

別表都道府県の項中「第三十九条の三、第四十三条第一項及び第三項」を「第四十二条第二項、第四十五条の六第一項第四十五条の十七

官 報 (号 外)

により当該大学に入学させた者を含む。)であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者(この号の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)であつて、厚生労働省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

第四十四条中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで及び第五号」に、「第四十条第二項第一号」を「同項第四号」に改める。

附則第一条中「平成二十八年四月一日」を「平成二十九年四月一日」に改め、同条第二号中「次条」を「次条第一項及び第三項」に改め、同条に次の三号を加える。

四 次条第二項の規定 社会福祉法等の一
部を改正する法律(平成二十七年法律
第一号)の公布の日

五 第一条の二の規定 平成二十八年四月一
日

六 第三条の二の規定並びに附則第七条、第十
条及び第十一條の規定 平成三十四年四
月一日

附則第二条第二項中「及び第五号」を削り、同
項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二
項を加える。

2 第二条の二の規定による改正後の社会福祉
士及び介護福祉士法第四十条第二項第二号の
規定による学校及び養成施設の指定並びにこ
れに関し必要な手続その他の行為は、前条第
五号に掲げる規定の施行前においても、同項
第二号の規定の例により行うことができる。
附則第六条中「社会福祉士及び介護福祉士法
の下に「(以下「旧法」という。)」を加え、同条の
次に次の三条を加える。

第六条の一 この法律の施行の日から平成三十
四年三月三十一日までの間に新法第四十条第
二項第一号から第三号までのいずれかに該当
するに至つた者(前条の規定により介護福祉
士となる資格を有する者を除く。)は、新法第
三十九条の規定にかかるらず、当該該当する
に至つた日(以下「要件該当日」という。)以後
要件該当日の属する年度の翌年度の四月一日
から起算して五年を経過する日(次項及び次
条において「五年経過日」という。)までの間、
介護福祉士となる資格を有する。

2 前項の規定により介護福祉士となる資格を
有するものとされた者(五年経過日までの間
に介護福祉士試験に合格した者を除く。以
下

「要件該当者」という。が受けた介護福祉士の登録は、当該要件該当者が五年経過日までの間に介護福祉士試験に合格しなかつたときは、五年経過日にその効力を失うものとする。

第六条の三 要件該当者であつて、五年経過日までの間に介護福祉士の登録を受けたものが、要件該当日の属する年度の翌年度の四月一日から五年経過日までの間繼續して介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十二号)附則第十三条第九項の規定により読み替えて適用する同法第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項に規定する介護等の業務に従事した場合には、新法第三十九条及び前条第二項の規定にかかわらず、五年経過日の翌日以後においても、介護福祉士となる資格を有する。

第六条の四 要件該当者であつて、附則第六条の二第一項の適用を受ける期間中に育児休業等(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号に規定する育児休業、同条第二号に規定する介護休業その他これらに準ずるものとして厚生労働省令で定める休業をいう。)をしたものに対する前二条の規定の適用については、同項中「五年を」とあるのは「五年に附則第六条の四に規定する育児休業等の期間(当該期間が五年を超えるときは、五年)を加えて得た期間を」とし、前条中「から五年経過日までの間」とあるのは「から五年経過日までの間(次条に規定する育児休業等の期間を除く。)」とする。

附則第七条中「この法律の施行の」を「附則第一条第六号に掲げる規定の施行の」に、「新法」

号に掲げる規定」に改める。

（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六条 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）の一部を次のようにより改める。

附則第十三条第二項中「平成三十八年三月三十日」を「平成三十九年三月三十一日」に改め、同条第八項中「第六条の規定による改正後」の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律第三条を「新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三条第一項の規定の適用については、平成二十八年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間は、同項中「介護福祉士」とあるのは、「介護福祉士（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十三条第一項に規定する特定登録者であつて、同条第三項に規定する指定研修課程を修了していないものを除く。）」とし、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第八号）第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（以下「平成十九年一部改正法」という。）第三条の二に改め、「次条第三項において「改正後の社会福祉士及び介護福祉士法」という。」を削り、「については」の下に「同年四月一日以後は」を加え、同条に次の三項を加える。

会福社士及び介護福社士法第二条第二項中「介護(喀痰吸引その他のその者が日常生活を行わるに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの(厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。)を含む。)」とあるのは「介護」と「新社会福祉士及び介護福社士法第三条第三号中「社会福祉又は保健医療」とあるのは「社会福祉」とし、新社会福祉士及び介護福社士法第四十八条の二第一項の規定は、適用しない。

一 平成二十八年四月二日から平成二十九年三月三十一日までの間に平成十九年一部改正法第三条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福社士法第三十九条第一号から第三号までの規定により介護福社士となる資格を有するに至つた者(特定登録者を除く。)であつて、当該資格を有するに至つた日以後に介護福社士の登録を受けたもの

二 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に平成十九年一部改正法附則第六条の二第一項の規定により介護福社士となる資格を有するに至つた者であつて、当該資格を有するに至つた日以後に介護福社士の登録を受けたもの(介護福祉士試験に合格した者を除く。)

10 新特定登録者については、平成二十八年四月一日から平成三十九年三月三十一日までの間に申請をした場合には、前項の規定は、適用しない。

11 第三项から第八項までの規定は、新特定登録者について準用する。この場合において、第三項中「前項」とあり、及び第四項中「第二項」とあるのは第十項」と、第五項及び第六項中「特定登録証」とあるのは「新特定登録証」と、第八項中「附則第十三条第一項」とあるのは「附則第十三条第九項」と、「特定登録者」とは「附則第十三条第九項」と、「特定登録者」と

あるのは「新特定登録者」と、「同条第三項」と「附則第十二条第一項」の規定により読み替えるものとする。

「附則第十二条第一項」の規定により読み替えられた」を加え、「あるいは「喀痰吸引等」を「あるのは「喀痰吸引等」に改め、「とし」の下に「新社会福祉士及び介護福社士法附則第三条第一項の規定の適用については、同年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間は、同項中「医師の指示の下に」とあるのは「医師の指示の下に、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十二号)附則第十四条第一項の規定による認定を受けた者)ことに当該認定に係ると、「喀痰吸引等のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した次条第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程に応じて」とあるのは「喀痰吸引等のうち」とし、社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第号)第五条の規定による改正後の平成十九年一部改正法第三条の二の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法附則第十条第一項の規定の適用について

は、「」を加え、「改正後の社会福祉士及び介護福社士の登録を受けたもの(同項に規定する新社会福祉法の規定による改正後の社会福祉法(以下「第二号新社会福祉法」という。)の適用によりされた認可等の処分その他の行為(以下「の項において「処分等の行為」という。)又は同号に掲げる規定の施行の際現に第二号旧社会福祉法の規定によりされている認可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、第二号施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、第二号施行日以後における第一条の規定による改正後の社会福祉法(以下「第二号新社会福祉法」という。)の適用については、第二号新社会福祉法の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 第二号施行日前に第二号旧社会福祉法の規定により所轄庁に対し届出その他の手続をしなければならない事項で、第二号施行日前にその手続がされていないものについては、これを、第二号新社会福祉法の相当規定により所轄庁に対し届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、第二号新社会福祉法の規定を適用する。

10 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条及び第六条の規定並びに附則第五条、第七条、第九条、第三十一条、第三十二条、第三十四条及び第三十五条の規定 公布の日

二 第一条、第三条及び第四条の規定並びに次条から附則第四条までの規定並びに附則第六条、第二十六条から第三十条まで、第三十三条、第三十六条及び第三十八条の規定 平成二十八年四月一日

(第一条の規定による社会福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第一号施行日」という。)前に第一条の規定による改正前の社会福祉法(以下この条及び附則第六条において「第二号旧社会福祉法」という。)の規定によりされた認可等の処分その他の行為(以下「の項において「処分等の行為」という。)又は同号に掲げる規定の施行の際現に第二号旧社会福祉法の規定によりされている認可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、第二号施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、第二号施行日以後における第一条の規定による改正後の社会福祉法(以下「第二号新社会福祉法」という。)の適用については、第二号新社会福祉法の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第六条 附則第二号に掲げる規定の施行の際現に第二号旧社会福祉法第九十三条第一項、第九十九条又は第一百二条の規定による指定を受けている都道府県福祉人材センター、中央福祉人材センター又は福利厚生センターは、第二号施行日において、それぞれ第二号新社会福祉法第九十三条第一項、第九十九条又は第一百二条の指定を受けたものとみなす。

(第二条の規定による社会福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の施行の日(以下「施行日」といいう。)前に設立された社会福祉法人は、施行日までに、必要な定款の変更をし、所轄庁の認可を受けなければならない。

2 前項の認可があつたときは、同項に規定する定款の変更は、施行日において、その効力を生ずる。

第八条 第二条の規定による改正後の社会福祉法(以下「新社会福祉法」という。)第三十七条の規定は、施行日以後最初に招集される定期評議員会の終結の時から適用する。

第九条 施行日前に設立された社会福祉法人は、施行日までに、あらかじめ、新社会福祉法第三十九条の規定の例により、評議員を選任しておかなければならぬ。

第四条 第二号新社会福祉法第五十九条の規定は、平成二十七年四月一日以後に開始する会計年度に係る同条各号に掲げる書類について適用する。

第五条 厚生労働大臣は、第二号施行日前において、第二号新社会福祉法第八十九条の規定の例により、同条第一項に規定する社会福祉事業等従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るために実施する基本的な指針を定めることができる。

<p>2 前項の規定による選任は、施行日において、新社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)の施行の日以後」と、「を選任後」とあるのは「を同日以後」とする。</p> <p>3 施行日の前日において社会福祉法人の評議員である者の任期は、同日に満了する。</p> <p>第十一条 この法律の施行の際現に存する社会福祉法人であつて、その事業の規模が政令で定める基準を超えないものに対する新社会福祉法第四十条第三項の規定の適用については、施行日から起算して三年を経過する日までの間、同項中「定款で定めた理事の員数を超える数」とあるのは、「四人以上」とする。</p> <p>第十二条 新社会福祉法第四十三条第一項の規定は、施行日以後に行われる社会福祉法人の役員(理事及び監事をいう。以下同じ。)の選任について適用する。</p> <p>第十三条 この法律の施行の際現に存する社会福祉法人については、新社会福祉法第四十四条第三項の規定は、施行日以後最初に招集される定期評議員会の終結前は、なお従前の例による。</p> <p>第十四条 この法律の施行の際現に在任する社会福祉法人の役員については、施行日以後最初に招集される定期評議員会の終結の時までの間は、新社会福祉法第四十四条第四項から第七項までの規定は適用せず、なお従前の例による。</p> <p>第十五条 この法律の施行の際現に在任する社会福祉法人の理事の代表権については、施行日以後に選定された理事長が就任するまでの間は、なお従前の例による。</p> <p>第十六条 この法律の施行の際現に在任する社会福祉法人の役員及び評議員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。</p> <p>第十七条 新社会福祉法第四十五条の二十三第三項及び第六章第四節第二款の規定は、施行日以後に開始する会計年度に係る会計帳簿について適用する。</p> <p>第十八条 新社会福祉法第四十五条の二十七(第一項を除く。)及び第四十五条の二十八から第四十五条の三十三までの規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する会計年度に係る新社会福祉法第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書について適用する。</p> <p>第十九条 新社会福祉法第四十五条の三十四の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する会計年度に係る同条第二項に規定する財産目録等について適用する。</p> <p>第二十条 新社会福祉法第四十五条の三十五の規定は、施行日以後最初に招集される定期評議員会の終結の時から適用し、当該定期評議員会の終結前は、なお従前の例による。</p> <p>第二十一条 施行日前に生じた第二条の規定による改正前の社会福祉法(附則第二十五条において「旧社会福祉法」という。)第四十六条第一項各号に掲げる事由により社会福祉法人が解散した場合の清算については、なお従前の例による。</p> <p>第二十二条 新社会福祉法第六章第六節第三款の規定は、施行日以後に合併について評議員会の決議があつた場合について適用し、施行日前に合併について社会福祉法人の理事の三分の二以上がわらず、同項に規定する被共済職員でないものとする。</p>
--

第二十七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に特定介護保険施設等(障害者支援施設等に限る。附則第三十条第一項において同じ。)を経営している社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第五項に規定する経営者が、第二号施行日前に第三条の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法(以下「旧共済法」という。)の規定によつてした退職手当共済契約の申込みは、新共済法第二条第三項の規定により機構に申し出したものとみなす。

第二十八条 新共済法第八条 第九条及び第十一條第八項の規定並びに附則第三項から第五項までの規定は、第二号施行日以後に退職手当共済法第二条第七条に規定する

社会福祉施設職員等退職手当共済法(以下「新共済法」といふ。)の規定によつてした退職手当共済契約の申込みは、新共済法第二条第三項の規定により機関に申し出したものとみなす。

</

第八項まで及び第九項に、「第五十九条第一項」を「第五十九条」に改め、同項第二号中「から第四項まで及び第五項」を、「第五十九条第一項」を「第五十九条第九項」に改め、同項第三号中「第五十六条第一項」を「第五十九条第一項」に改め、同項第三号中「第五十六条第一項」を「第五十九条第九項」に改める。

第三十七条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一 社会福祉法(昭和二十六年法律第
十五号)の項第一号中「第三十九条の三、第四十
三条第一項及び第三項」を「第四十二条第二項、
第四十五条の六第二項、第四四五条の十七第三
項において準用する場合を含む。」、第四十五条
の九第五項、第四十五条の三十六第二項及び第
四項に、「第四十六条の七、第四十七条の三、
第四十九条第二項」を「第四十六条の六第四項及
び第五項、第四十七条の五、第五十条第三項、
第五十四条の六第二項、第五十五条の二第一
項、第五十五条の三第一項、第五十五条の四」
に改め、同項第二号中「第三十九条の三、第四
十三条第一項及び第三項」を「第四十二条第二
項、第四十五条の六第二項、第四十五条の十七
第三項において準用する場合を含む。」、第四十
五条の九第五項、第四十五条の三十六第二項及
び第四项に、「第四十六条の七、第四十七条的
三、第四十九条第二項」を「第四十六条の六第四
项及び第五项、第四十七条の五、第五十五条第三
项、第五十四条の六第二項、第五十五条の二第二
项、第五十五条の三第一项、第五十五条的四」
に改める。

(ことの国協会の解散及び事業の承継に関する
法律の一部改正)
第三十八条 ことの国協会の解散及び事業の承
継に関する法律(昭和五十五年法律第九十一号)
の一部を次のように改正する。

第四条第三項第六号中「第五十六条第二項」を
「第五十六条第八項」に改める。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に
関する法律の一部改正)

第三十九条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の
規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十
六号)の一部を次のように改正する。

別表第二十八号の次に次の一号を加える。
二十八の二 社会福祉法(昭和二十六年法律
第四十五号)第百三十条の二(評議員等の特
別責任)の罪

社会福祉法等の一部を改正する法律案(第
百八十九回国会開法第六七号、参議院送
付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、福祉サービスの供給体制の整備及び
充実を図るため、社会福祉法人の経営組織の見
直し、事業運営の透明性の向上及び財務規律の
強化、介護人材の確保を推進するための取組の
拡充、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の
見直し等の措置を講じようとするもので、その
主な内容は次のとおりである。

- 1 社会福祉法人の経営組織について、理事等
の権限、責任等に関する規定を整備し、議決
機関としての評議員会の設置を義務付けると
ともに、一定規模以上の法人に対して会計監
査人による監査を義務付けるものとするこ
と。
- 2 社会福祉法人は、定款、計算書類等を公表
しなければならないものとすること。また、
理事等の関係者に対する特別の利益供与を禁
止するとともに、役員報酬基準の作成及び公
表、純資産の額が事業の継続に必要な額を超
える法人に対する社会福祉事業又は公益事業
のため、社会福祉法人の経営組織の見直し、事

の既存事業の充実又は新規事業の実施に関する
計画の作成等を義務付けるものとするこ
と。

3 社会福祉法人は、社会福祉事業及び公益事
業を行うに当たつては、日常生活又は社会生
活上の支援を必要とする者に對して、無料又
は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提
供するよう努めなければならないものとする
こと。

4 社会福祉事業従事者の確保に関する基本指
針の対象範囲を拡大するとともに、介護福祉
士が離職した場合には、都道府県福祉人材
センターに住所、氏名等を届け出るよう努め
なければならないものとすること。

5 平成二十九年度から平成三十一年までの
間の介護福祉士養成施設の卒業者について、
卒業の翌年度から五年間、介護福祉士となる
資格を有するものとするとともに、平成三十
四年度から、全ての卒業者に対し、介護福祉
士となる資格の取得に国家試験の受験を義務
付けるものとすること。

6 社会福祉施設職員等退職手当共済制度につ
いて、退職手当金の支給乗率を長期加入者に
配慮したのに見直すとともに、被共済職員
が退職し、再び被共済職員となつた場合に被
共済職員期間の合算が認められる期間を二年
以内から三年以内とする。また、障害者
支援施設等の業務に從事する被共済職員に係
る退職手当金の支給に要する費用を国の補助
等の対象から除外すること。

衆議院議長 大島 理森殿
厚生労働委員長 渡辺 博道
平成二十八年三月三十日

業運営の透明性の向上及び財務規律の強化、介
護人材の確保を推進するための取組の拡充、社
会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し等
の措置を講ずることは、時宜に適するものと認め
め、本案は可決すべきものと議決した。
右報告する。

二 議案の可決理由

- 7 この法律は、一部を除き、平成二十九年四
月一日から施行すること。

官 報 (号 外)

第明治二十五年三月三十日可日
種郵便物認

平成二十八年三月三十一日 衆議院會議録第二十号

発行所
二東京一 獨番五 都港五 行政法 人國立印 刷局目
電話
03 (3587) 4294
定価
本号一部 (本体 二三六円 二三〇円)